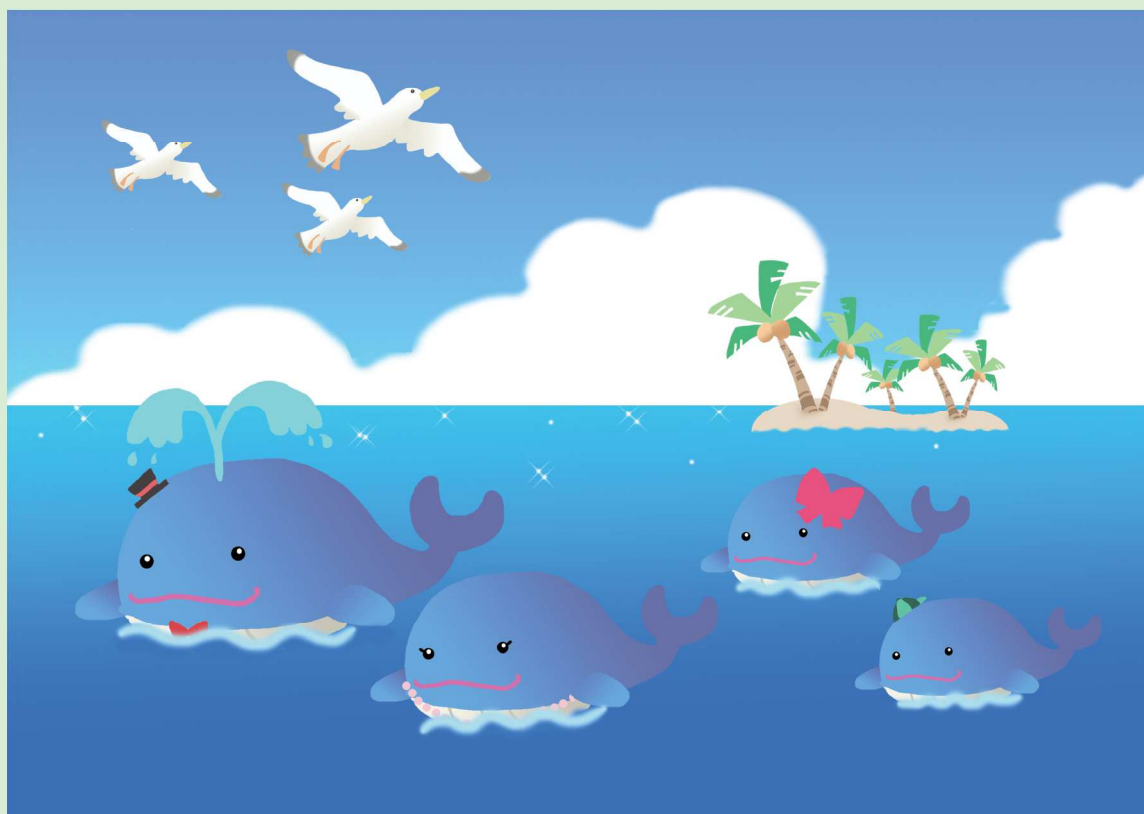


# 座間味村子育てぷるん

第1期座間味村子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月  
座間味村





## ごあいさつ

本村では、平成22年3月に次世代育成対策推進法に基づき「次世代育成支援行動計画（座間味村子どもプラン）後期計画」（平成22年度～平成26年度）を策定し、子育て支援や次代を担う子どもの健やかな育成に資する多様な取り組みを推進してまいりました。

一方、我が国では、人口の減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、「子ども・子育て支援が質・量ともに不足」、「地域の実情に応じた対策が十分ではない」、「待機児童の解消が進んでいない」などの課題が指摘されてきました。

そのため、国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする、子ども・子育て関連3法を成立させ、市町村における子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付けました。

この3法の趣旨には、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすことを基本に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとされ、新しい仕組みの構築は時代の要請、社会の役割となっています。

本村におきましても、これまでの次世代育成支援の取り組みを踏まえるとともに、「子ども・子育て支援法」に基づく子育て支援施策の総合的な計画として、「第1期座間味村子ども・子育て支援事業計画（座間味村子育てプラン）」を策定いたしました。

計画の推進にあたりましては、法の趣旨である「子どもの最善の利益」を保障することを念頭に、計画の基本理念である「子どもが輝き地域が元気づく座間味村」のもと、家庭や地域、学校、関係機関等との密接な連携により進めてまいります。

今後とも、村民の皆様には本計画の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」に御協力いただきました地域の皆様、また、計画策定に御尽力いただきました「座間味村子ども・子育て会議」の委員の皆様並びに関係者の皆様に、心からお礼申し上げます。

平成27年3月

座間味村長 宮里 哲



# 目次

## ごあいさつ

### 第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象	4
4. 計画の期間	4
5. 計画の策定体制	4
6. 計画の推進	6

### 第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	7
2. 基本目標	8
3. 子ども・子育て支援施策の体系図	9

### 第3章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 少子化の動向	11
2. 世帯・就業の動向	17
3. 母子保健の状況	19
4. 幼稚園	20

### 第4章 教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育の量の見込みと確保策	21
2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	25
3. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	29

### 第5章 子ども・子育て支援施策の推進

第1節 地域における子育て支援	31
1. 子育て支援サービスの充実	31
2. 地域における子育て支援	32
3. 子育てに伴う経済的支援の推進	34
第2節 乳幼児等の健康の保持及び要保護児童への対応	37
1. 親と子の健康支援	37
2. 要保護児童への対応	41
3. 障害児施策の充実	42

第3節 子ども等の安全・安心の確保	43
1. 交通安全対策の推進	43
2. 子どもを事件・事故から守るための活動の推進	44
3. 安心して外出できる環境の整備	45

## 資料編

■主な調査結果の概要（子ども・子育て支援に関する調査（就学前児童））	49
------------------------------------	----

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1. 計画策定の背景・趣旨

国は急速な少子高齢化の進行並びに子どもや家庭を取り巻く環境の変化に対応し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される社会を形成し少子化に歯止めをかけることを目的に、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。この法律に基づき、平成17年度から平成26年度の10年間で次世代の育成に関する集中的・計画的な取り組みを進めてきました。

しかしながら、平成24年の我が国の合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に生む子どもの数)は1.41と人口を維持するのに必要な水準(おおむね2.07程度)を大きく下回っています。また、依然として待機児童の問題や仕事と子育ての両立の難しさがあるほか、子ども・子育て支援が質・量とともに不足している、地域の実情に応じた対策が不十分であるといった現状があります。

こうしたことを受けて新たな支援制度を構築するために、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子ども・子育て支援新制度として「子ども・子育て支援法」を含む「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。

「子ども・子育て支援法」では「子ども・子育てを社会全体で支援」、「全ての子どもへの良質な生育環境を保障」、「地域の実情に応じた総合的・効率的な支援」を理念とし、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進することとしています。また、同法において市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられました。

本村においても、平成22年3月に「座間味村次世代育成支援行動計画(後期計画)」を策定し、住民、地域、学校、行政が協働して地域の子育ての環境整備に取り組んできました。

子どもの数は依然として減少する傾向にありますが、女性の社会進出等により保育ニーズは高まってきています。

しかし、本村は3島から成るため、3島それぞれに保育所を整備することは困難な状況にあります。そのため、幼稚園では3歳児から受け入れていますが、0～2歳児を保育する環境がありません。また、幼稚園の教育時間終了後の預かり保育や妊娠・出産に伴う経済的支援の充実が求められています。

このような状況の中、本年度は「座間味村次世代育成支援行動計画」の最終年度となっており、今後は、子ども・子育て支援法に基づき教育・保育の環境づくりを進めるとともに、子どもの健やかな育ちと家庭における子育てを、地域全体で支援する環境を整えることを目的に、本計画を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

#### 子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### (2) 次世代育成支援行動計画としての性格

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は、平成 27 年 3 月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画のさらなる推進という観点から、平成 37 年 3 月まで 10 年間延長することになりました。これに伴い同法第 8 条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することになりますが、策定は任意となります。

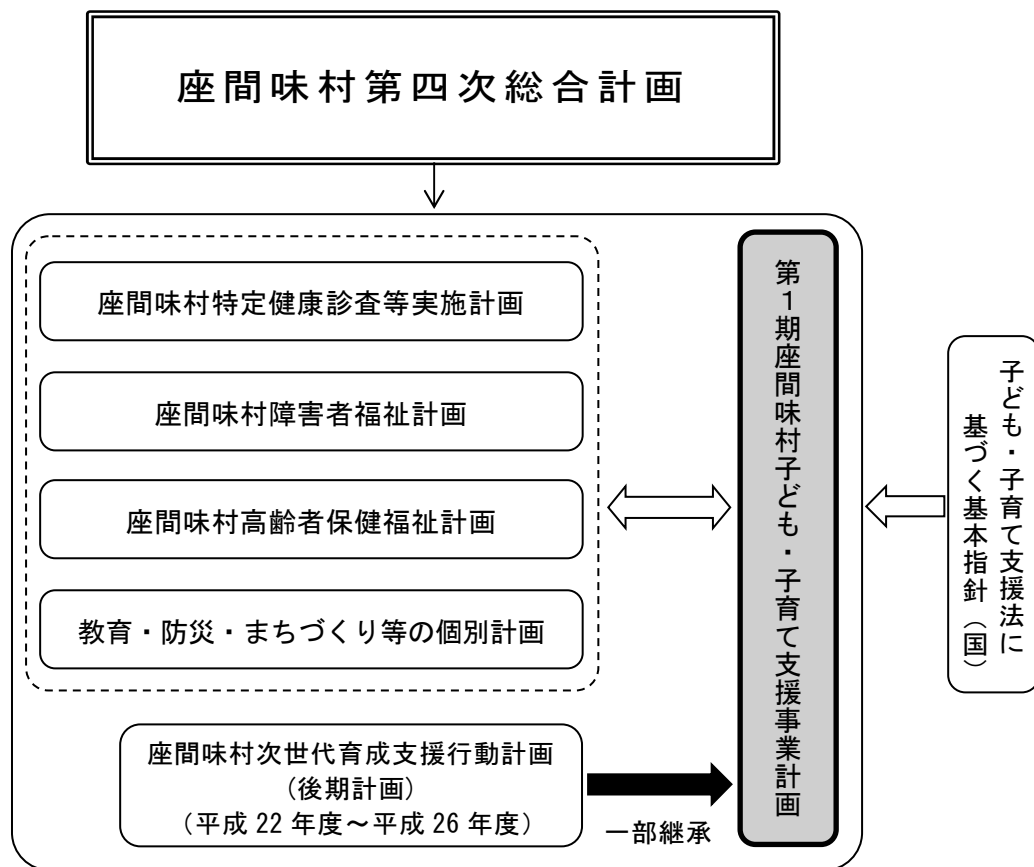
本村では、次世代育成支援行動計画の必要な事項について本計画に引き継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。



### (3) 関連する計画との整合

- 本計画は、むらづくりの基本となる「座間味村第四次総合計画」を上位計画とし、その基本方針である「支え合うやすらぎの村づくり」に基づく「子どもは島の宝！」の施策を反映した、子ども・子育てに係る個別計画として位置づけます。
- 本計画は、「座間味村特定健康診査等実施計画」、「座間味村障害者福祉計画」、「座間味村高齢者保健福祉計画」及びその他関連する他分野の個別計画と整合性を図ります。

#### ■計画の位置づけ



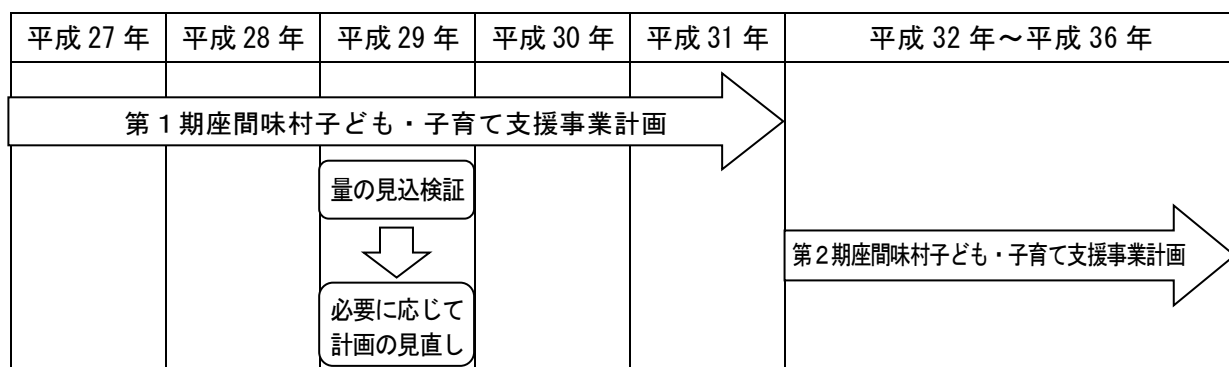
### 3. 計画の対象

本計画は、おおむね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭及び地域、学校、事業所、行政など子ども・子育てに係る様々な主体が対象となります。

### 4. 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。なお、基本指針に基づき、計画期間の中間年となる平成 29 年度を目安として、本計画で定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と実際の認定状況・利用状況等に乖離がある場合は、本計画の見直しを行います。

#### < 計画期間 >



### 5. 計画の策定体制

#### (1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、本村の子どもの教育・保育に関わる現状や子育てのニーズを把握するなど、計画策定の基礎資料を得るために、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(アンケート調査)を実施しました。

調査は、就学前児童のいる全ての世帯を対象に保護者の就労状況や家庭の状況等を把握するとともに、教育・保育の事業及び子ども・子育て支援事業に関するニーズについては、世帯の就学前児童全員について調査しました。

#### 調査票(アンケート)の配布・回収状況

配布数	回収数	回収率
39 件	29 件	74.4%

#### 地区別の回収数

阿嘉	阿佐	阿真	慶留間	座間味
6	5	1	3	14

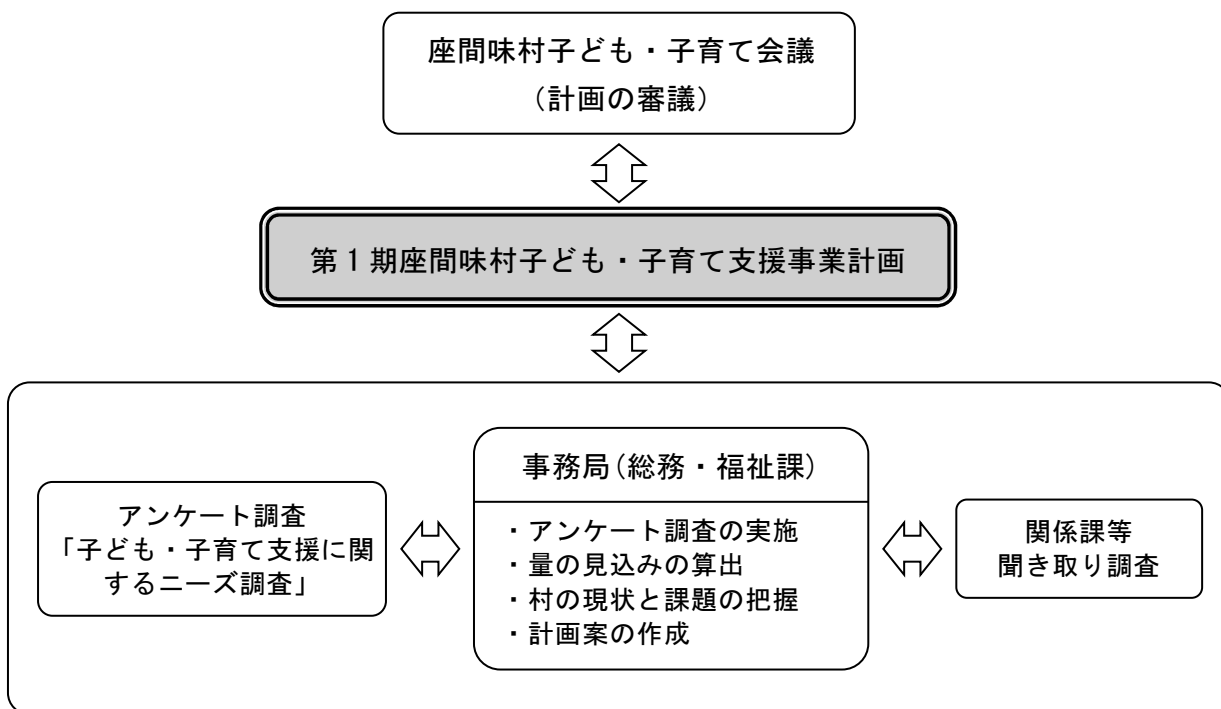
## (2) 計画案の作成

計画案は事務局(総務・福祉課)において、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果を踏まえて、教育・保育の事業及び子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するとともに、量の見込みを確保する上での課題を把握しました。また、その他の基礎資料の収集並びに関係課等への聞き取り調査を行い、子ども・子育てに関わる地域の現状や施策の実施状況及び課題等について把握し、その上で計画案を作成しました。

## (3) 子ども・子育て会議の開催

本計画の策定にあたっては、学識経験者、保育・教育、保健、医療など、様々な分野の関係者及び保護者代表で構成する「座間味村子ども・子育て会議」を開催し、計画の審議を行い、委員の意見・提言を踏まえて計画を策定しました。

### ■計画の策定体制



## 6. 計画の推進

### (1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、子どもの健やかな育ちを保障するためには、子どもの成長過程や生活に関わる様々な分野が密接に連携し、施策の総合的・効率的な推進を図ることが重要となります。そのため保健、医療、保育、教育、福祉の各分野の関係者及び関係機関とともに、家庭や地域、事業所、諸団体等と子ども・子育て支援に向けた連携・協力体制を構築します。

### (2) 進捗状況の管理

基本指針に基づき、「座間味村子ども・子育て会議」において本計画の施策の進捗状況を毎年度点検・評価を行うとともに、これに基づいた事業計画の見直しや取り組み内容の改善を図ります。また、結果を村の広報紙やホームページ等により地域に公表します。

### (3) 子ども・子育て支援の意義と計画の周知

地域社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育ての重要性について理解を深め、それぞれの役割を果たすことができるよう、子ども・子育て支援の意義並びに本計画の周知をはかり、計画推進への参画を促します。

## 第2章 計画の基本的な考え方

---

### 1. 基本理念

本計画の基本理念は「座間味村後期次世代育成支援行動計画」の基本理念を継承し、以下のとおりとします。また、平成24年策定の「座間味村第四次総合計画」における座間味村の目標である「村民が住み心地のいい村～」に基づく基本方針のうち「暮らしを守る(支えあう安らぎの村づくり)」の施策である「5 子どもは島の宝」の取組みを、本計画へ盛り込むこととします。

子ども達は限りない可能性を持つ存在であり、子ども一人ひとりの豊かな個性を育むとともに、自ら考え、判断し、行動できる「生きる力」を身につけていくことが大切です。

次代を担う子ども達の可能性を最大限に伸ばし、一人ひとりがのびのびと健やかに育っていくことができるよう、地域が一体となって子どもの健やかな成長を支えるむらづくりを目指します。

子どもが誰からも愛され大切にされていることを感じ、心豊かに育っていく輝きが地域を照らし、親も地域も子どもが成長していく喜びを実感できる、活力のあるむらづくりを目指します。

**「子どもが輝き地域が元気づく座間味村」**

## 2. 基本目標

本計画は、教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策に関する事項を定めるとともに、次世代育成支援に関する必要な事項を定めることとしています。そのため、これまでの次世代育成支援の取り組みを踏まえた上で、基本理念の実現に向けて、子ども子育て支援のための以下の基本目標を定め、基本目標にかかる各種施策を推進します。

### (1) 子育てを支える環境づくり

- 幼稚園の3年保育の推進や小規模保育の実施など、地域の実情を踏まえた保育及び子ども・子育て支援事業を推進します。
- 学校と家庭、地域が連携し、家庭における教育力の向上や地域の教育力の向上に資する取り組みを進めます。

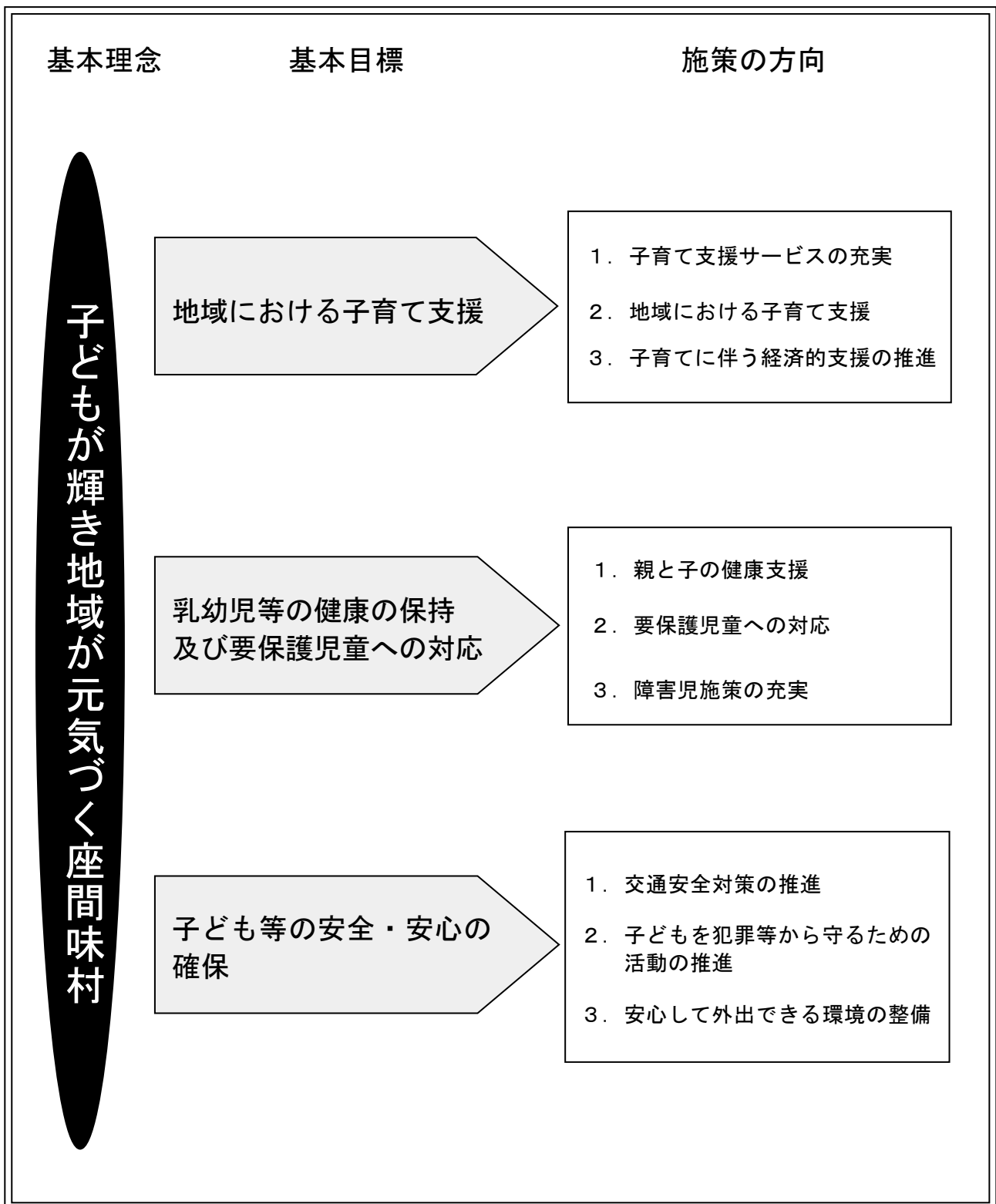
### (2) 乳幼児等の健康保持及び要保護児童への対応

- 安全で安心な妊娠・出産となるよう、妊婦健康診査の受診勧奨や妊娠中の健康管理の指導強化に取り組みます。また、訪問により出産後の育児不安の解消や乳幼児健康診査、歯科健診、予防接種の推進及びその他保健事業を通して、親子の健康保持及び増進を図ります。
- 虐待等の要保護児童への適切な対応が図れる体制を維持するほか、障害のある子及びその保護者への支援の充実を図ります。

### (3) 子ども等の安心・安全の確保

- 子どもを交通事故から守るために、ガードレール等の交通安全施設の点検・整備や子どもへの交通安全指導を進めるとともに、地域への交通安全思想の普及啓発を図ります。
- 子どもが犯罪に巻き込まれることがないように、学校における不審者対策や警察と連携した防犯活動に取り組みます。
- 子どもの事故防止対策を進めるとともに、地域の公共施設等について、子育てに配慮した環境づくりを進めます。

### 3. 子ども・子育て支援施策の体系図







# 第3章 子ども・子育てを取り巻く現状

## 1. 少子化の動向

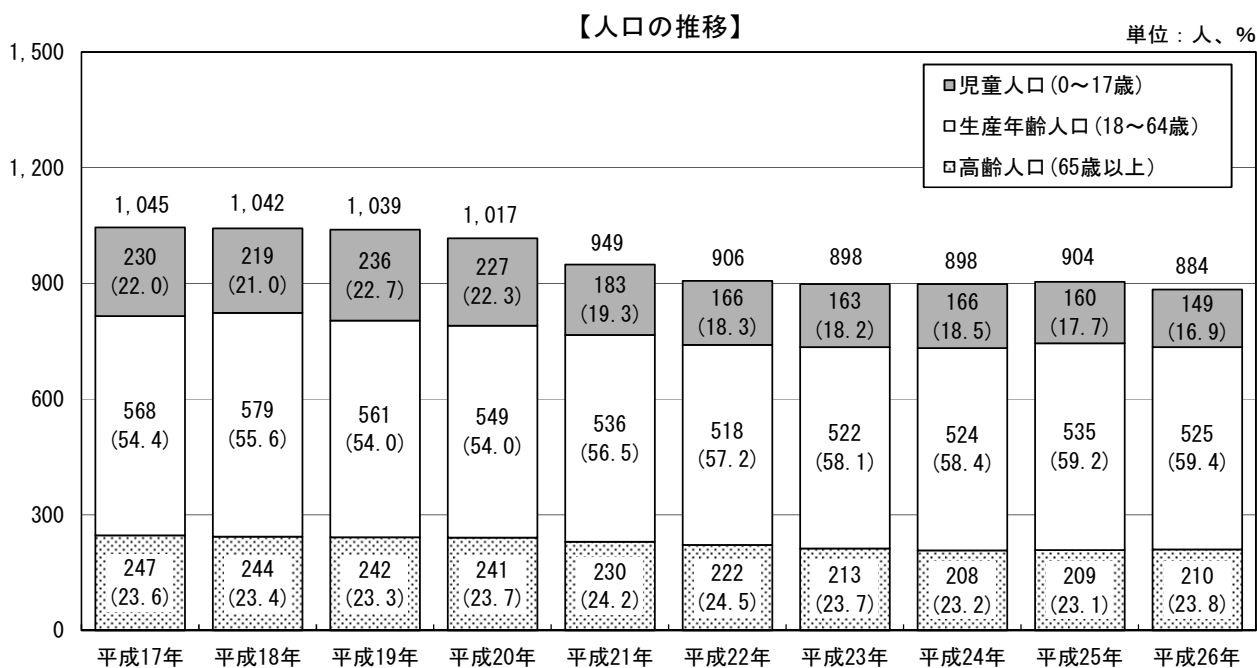
### (1) 人口の推移

本村の総人口は減少傾向にあり、平成17年の1,045人に対し、平成26年は884人と、この9年間で161人の減となります。

人口を児童人口(0～17歳)、生産年齢人口(18～64歳)、高齢人口(65歳以上)の3区分で見ると、児童人口は平成20年以降減少傾向にあり、人口構成比も低下してきています。

生産年齢人口は、平成23年から平成25年にかけて増加の傾向にありましたが、平成26年ではやや減少しました。しかし、人口構成比は年々高くなってきています。

高齢人口も平成23年まで毎年減少していましたが、平成23年以降は210人前後で推移しています。



**【人口の推移】** 単位：人、%

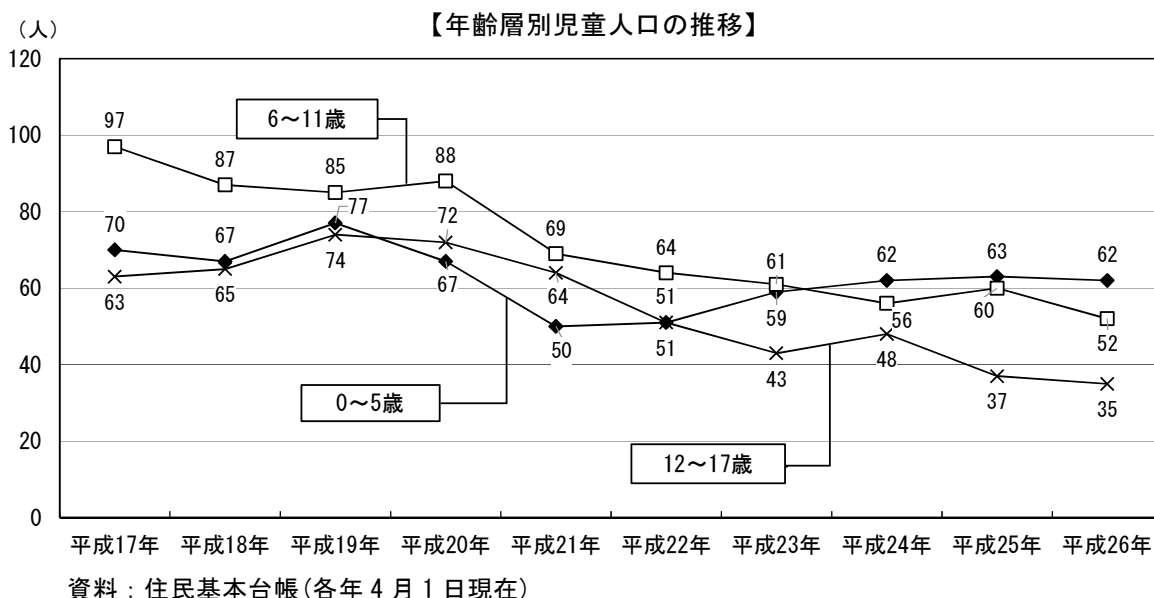
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	1,045	1,042	1,039	1,017	949	906	898	898	904	884
児童人口	230	219	236	227	183	166	163	166	160	149
0～5歳	70	67	77	67	50	51	59	62	63	62
6～11歳	97	87	85	88	69	64	61	56	60	52
12～17歳	63	65	74	72	64	51	43	48	37	35
18～64歳	568	579	561	549	536	518	522	524	535	525
65歳以上	247	244	242	241	230	222	213	208	209	210
構成比										
児童人口	22.0	21.0	22.7	22.3	19.3	18.3	18.2	18.5	17.7	16.9
18～64歳	54.4	55.6	54.0	54.0	56.5	57.2	58.1	58.4	59.2	59.4
65歳以上	23.6	23.4	23.3	23.7	24.2	24.5	23.7	23.2	23.1	23.8

資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

## (2) 年齢層別児童人口の推移

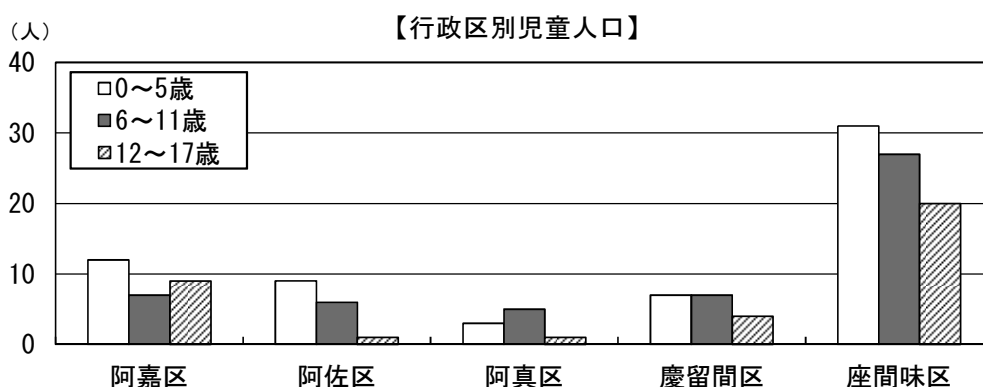
児童人口の推移を就学前(0～5歳)、小学生(6～11歳)、中高校生(12～17歳)の3区分でみると、就学前の人口は、平成19年の77人から平成21年では50人に減少しましたが、その後増加し平成23年以降は61人～63人とほぼ横ばいで推移しています。

小学生の人口はほぼ毎年減少しており、平成17年の97人から平成26年では52人となります。中高校生の人口についても減少傾向にあります。



## (3) 行政区別児童人口

行政区別の児童人口(平成26年4月1日現在)は、「座間味区」が78人と最も多く、続いて「阿嘉区」が28人、「慶留間区」が18人、「阿佐区」が16人、「阿真区」が9人となります。



【行政区別児童人口】

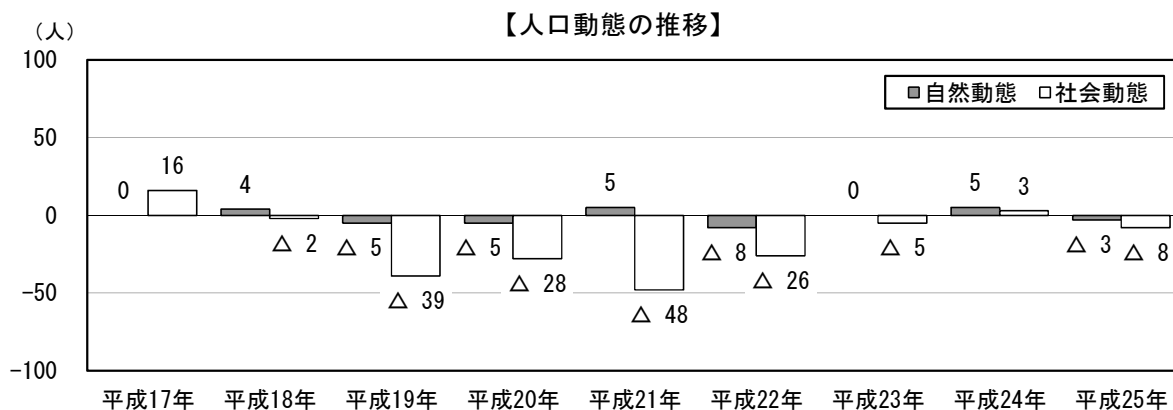
単位：人

年齢	阿嘉区	阿佐区	阿真区	慶留間区	座間味区	計
0～5歳	12	9	3	7	31	62
6～11歳	7	6	5	7	27	52
12～17歳	9	1	1	4	20	35
合計	28	16	9	18	78	149

資料：住民基本台帳(平成26年4月1日現在)

#### (4) 人口動態

本村の人口動態をみると、自然動態、社会動態とも減少する年が多く、特に人口減少には転出が大きく影響しています。



**【人口動態の推移】**

単位: 人

年度	自然動態			社会動態									総増減数
	出生	死亡	増減	転入				転出				増減	
				県外	県内	その他	計	県外	県内	その他	計		
平成17年	10	10	0	32	77	6	115	28	68	3	99	16	16
平成18年	11	7	4	25	93	2	120	26	93	3	122	△2	2
平成19年	10	15	△5	18	40	8	66	23	72	10	105	△39	△44
平成20年	8	13	△5	31	53	6	90	22	92	4	118	△28	△33
平成21年	11	6	5	42	54	1	97	32	113	0	145	△48	△43
平成22年	7	15	△8	35	49	1	85	32	76	3	111	△26	△34
平成23年	9	9	0	37	39	2	78	19	61	3	83	△5	△5
平成24年	11	6	5	38	69	3	110	28	77	2	107	3	8
平成25年	6	9	△3	43	64	6	113	31	83	7	121	△8	△11

資料: 沖縄県企画部統計課「沖縄県の推計人口」(各年1月~12月まで)

#### (5) 女性の年齢別出生数の推移

女性の15歳から49歳の5歳年齢ごとの出生数をみると、25歳~34歳を中心に4人~11人で推移しています。

**【母親の年齢階級別出生数の推移】**

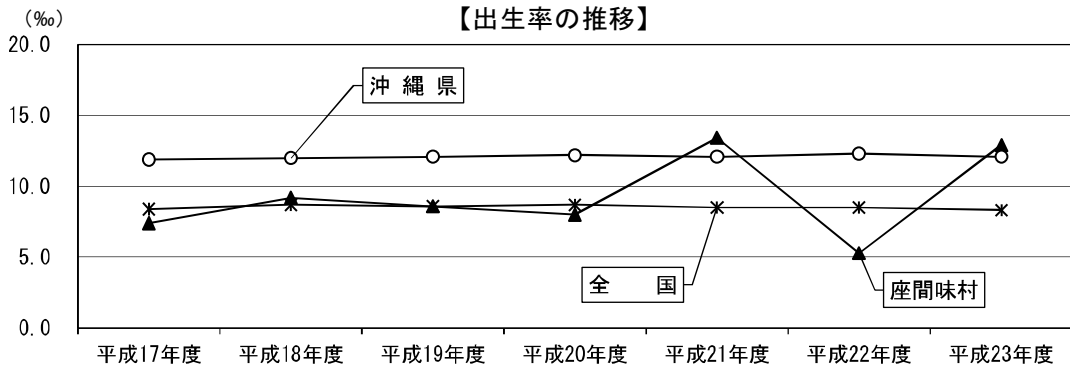
単位: 人

年齢階級	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	計
15~19歳	—	—	—	—	—	—	—
20~24歳	1	—	—	—	—	—	1
25~29歳	2	4	3	—	3	1	13
30~34歳	5	3	5	3	7	3	26
35~39歳	1	—	3	—	—	1	5
40~44歳	—	—	—	1	—	2	3
45~49歳	—	—	—	—	—	—	—
計	9	7	11	4	10	7	48

資料: 村総務・福祉課

## (6) 出生率

本村の出生率は、人口規模が小さいため、年度によって大きく変動することがあり、平成21年度と平成23年度では本村の出生率が沖縄県を上回り、平成22年度は全国より低くなります。



**【出生率の推移】**

単位: ‰

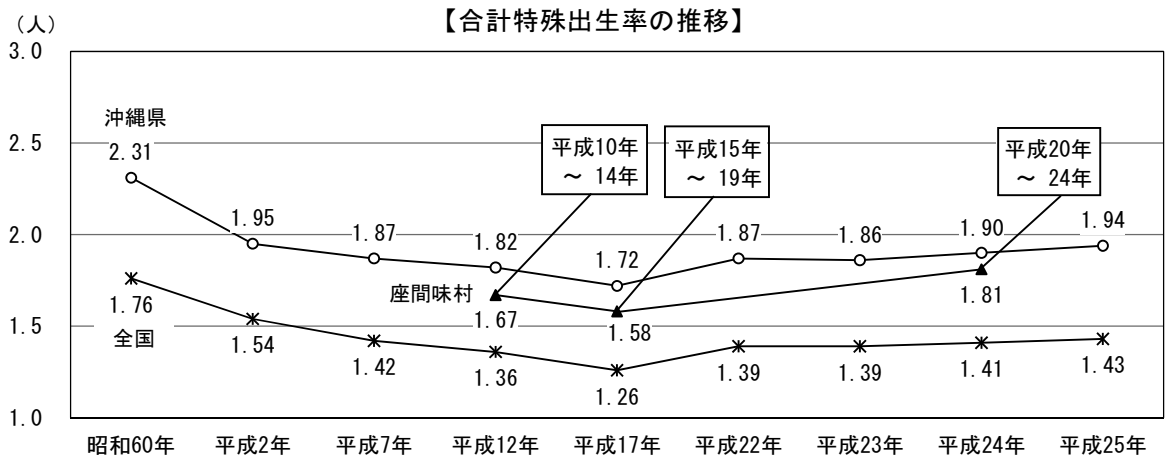
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
座間味村	7.4	9.2	8.6	8.0	13.4	5.3	12.9
沖縄県	11.9	12.0	12.1	12.2	12.1	12.3	12.1
全国	8.4	8.7	8.6	8.7	8.5	8.5	8.3

資料: 沖縄県の母子保健

出生率 = (年間出生数 / 各年10月1日現在人口) × 1000

## (7) 合計特殊出生率

全国・沖縄県の合計特殊出生率は、平成17年に過去最低となりましたが、その後は徐々に上昇しています。また、本村の合計特殊出生率も、沖縄県より低いものの平成15年～平成19年の1.58に比べて、平成20年～平成24年は1.81と大きく上昇しました。



**【合計特殊出生率の推移】**

単位: 人

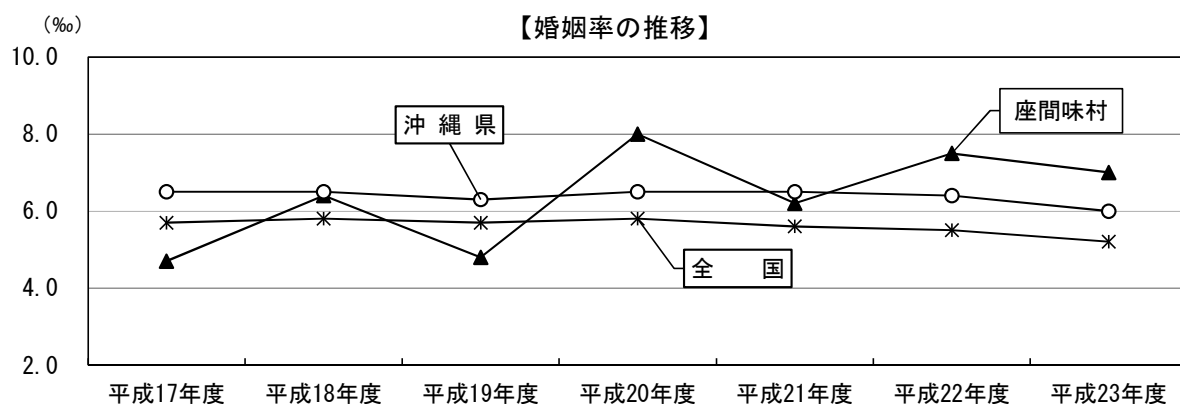
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
沖縄県	2.31	1.95	1.87	1.82	1.72	1.87	1.86	1.90	1.94
全国	1.76	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.39	1.41	1.43

	平成10年～14年	平成15年～19年	平成20年～24年
座間味村	1.67	1.58	1.81

資料: 厚生労働省「人口動態統計」より

## (8) 婚姻率

本村の婚姻率は、人口規模が小さいため年度によって大きく変動するため、沖縄県より高い年度もあれば、全国より低い年度もあります。



【婚姻率の推移】

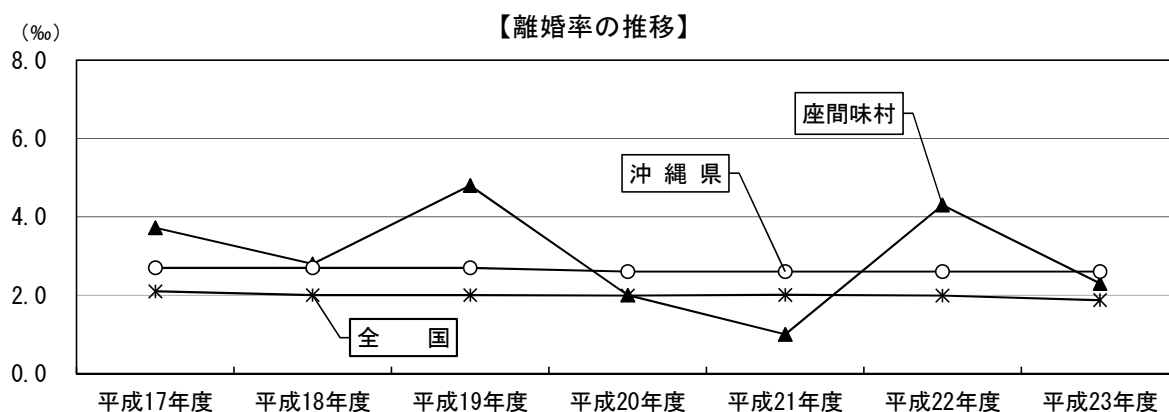
単位: ‰

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
座間味村	4.7	6.4	4.8	8.0	6.2	7.5	7.0
婚姻件数	5	7	5	8	6	7	6
沖縄県	6.5	6.5	6.3	6.5	6.5	6.4	6.0
全国	5.7	5.8	5.7	5.8	5.6	5.5	5.2

資料：沖縄県の母子保健 婚姻率 = (年間婚姻届出件数 / 各年10月1日現在人口) × 1000

## (9) 離婚率

離婚率も、人口規模が小さいため年度によって大きく変動するため、沖縄県より高い年度もあれば、全国より低い年度もあります。



【離婚率の推移】

単位: ‰

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
座間味村	3.7	2.8	4.8	2.0	1.0	4.3	2.3
離婚件数	4	3	5	2	1	4	2
沖縄県	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	2.6
全国	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9

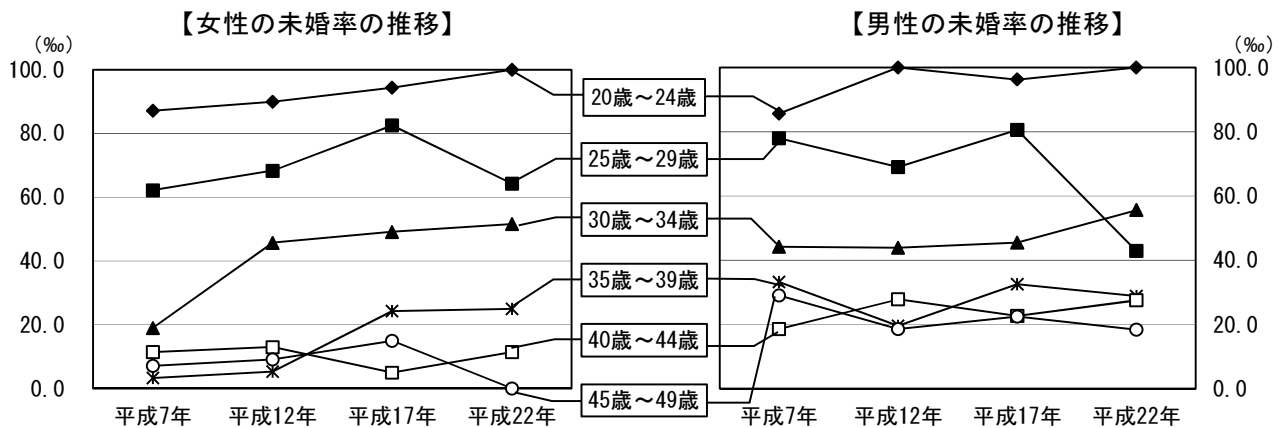
資料：沖縄県の母子保健 離婚率 = (年間離婚届出件数 / 各年10月1日現在人口) × 1000

## (10) 未婚率

20歳から49歳にかけて5歳年齢ごとの本村の未婚率をみると、女性の30～34歳と35～39歳の未婚率が高くなる傾向にあります。また、男女とも20～24歳の未婚率は高い状況が続いています。

平成22年の男女の未婚率を比較すると、25～29歳では男性に比べて女性が高く、30歳以上の各年齢層ではいずれも女性に比べて男性が高くなります。

平成22年の未婚率を沖縄県と比較すると、女性では20～39歳の各年齢層で本村が沖縄県より高く、男性では20～24歳と30～34歳で沖縄県より高くなります。



【未婚率の推移】

単位：‰

年齢	女性					男性				
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	沖縄県	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	沖縄県
20～24歳	87.2	90.0	94.4	100.0	83.6	85.7	100.0	96.3	100.0	88.7
25～29歳	62.2	68.3	82.5	64.3	56.2	78.0	69.0	80.6	42.9	65.1
30～34歳	19.0	45.7	49.2	51.6	33.1	44.2	43.9	45.5	55.6	44.4
35～39歳	3.3	5.3	24.3	25.0	23.6	33.3	19.6	32.5	28.9	34.8
40～44歳	11.5	13.0	5.0	11.5	18.7	18.6	27.8	22.7	27.5	29.8
45～49歳	7.1	9.1	15.0	0.0	13.9	29.0	18.6	22.5	18.4	25.1

資料：総務庁「国勢調査」

## 2. 世帯・就業の動向

### (1) 世帯構成の推移

国勢調査から世帯構成の推移をみると、「一般世帯総数」は平成17年まで増加傾向にありましたが、平成22年では減少しました。また、「核家族世帯」、「夫婦世帯と子ども世帯」、「父子家庭」、「母子家庭」及び「単独世帯」についても同様の状況となります。一方、「その他親族世帯」は一貫して減少しています。

平成22年の世帯構成別の割合を沖縄県と比較すると、「単独世帯」以外の世帯については、いずれも本村の割合が沖縄県より低くなります。

【世帯構成の推移】

単位：世帯、%

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		
		%		%		%		%	沖縄県%
一般世帯総数	467		503		532		459		
一世帯当たり人員	2.18		2.04		2.02		1.88		2.63
核家族世帯	215	46.0	219	43.5	241	45.3	201	43.8	60.5
夫婦と子ども	104	22.3	96	19.1	114	21.4	92	20.0	33.2
18歳未満の親族がいる世帯	79	16.9	80	15.9	89	16.7	74	16.1	21.1
6歳未満の親族がいる世帯	59	12.6	54	10.7	47	8.8	37	8.1	10.5
父子家庭	6	1.3	5	1.0	10	1.9	8	1.7	1.9
18歳未満の親族がいる世帯	1	0.2	2	0.4	3	0.6	3	0.7	0.5
6歳未満の親族がいる世帯	-	-	1	0.2	1	0.2	-	-	0.1
母子家庭	25	5.4	31	6.2	35	6.6	20	4.4	11.0
18歳未満の親族がいる世帯	8	1.7	12	2.4	11	2.1	5	1.1	4.1
6歳未満の親族がいる世帯	5	1.1	3	0.6	2	0.4	-	-	0.9
その他親族世帯	42	9.0	27	5.4	21	3.9	13	2.8	8.8
単独世帯	207	44.3	251	49.9	262	49.2	240	52.3	29.4

資料：総務庁「国勢調査」

### (2) ひとり親世帯

児童扶養手当受給状況をみると、5世帯から7世帯で推移しています。また、ひとり親世帯となった原因については、全て「離別」となります。

【児童扶養手当受給状況】

単位：人、%

	総世帯数 (A)	児童扶養手当受給世帯		原因別				
		世帯数(B)	割合(B/A)	死別	離別	遺棄	未婚	その他
平成21年度	497	6	1.2	-	6	-	-	-
平成22年度	497	5	1.0	-	5	-	-	-
平成23年度	478	7	1.5	-	7	-	-	-
平成24年度	501	6	1.2	-	6	-	-	-
平成25年度	518	6	1.2	-	6	-	-	-

資料：村総務・福祉課

### (3) 就労状況

国勢調査から就労状況をみると、就業者数は男女とも平成17年まで増加していましたが、平成22年で減少しています。女性の就業率は平成7年以降40%台で推移しています。

産業別にみると、本村は第三次産業中心の構造となっており、男女とも就業者のほとんどを占めます。

平成22年の業種別の就業者数をみると、女性が男性に比べて多い業種は、「教育、学習支援」、「医療、福祉」、「宿泊業、飲食サービス業」となります。

【男女別産業別就業者数の推移】

単位：人、%

	平成7年			平成12年			平成17年			平成22年		
	男性	女性	女性構成比	男性	女性	女性構成比	男性	女性	女性構成比	男性	女性	女性構成比
総数	288	197	40.6	306	229	42.8	324	258	44.3	276	201	42.1
第一次産業	28	4	2.0	11	1	0.4	18	1	0.4	10	2	1.0
第二次産業	34	1	0.5	27	1	0.4	23	2	0.8	21	2	1.0
第三次産業	226	192	97.5	268	227	99.1	283	255	98.8	245	196	97.5
分類不能	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	1	0.5
計	485			535			582			477		

【業種別男女別就業者数(平成22年)】

単位：人

	男性	女性
総数	276	201
第一次産業	10	2
農業、林業	2	1
漁業	8	1
第二次産業	21	2
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
建設業	17	0
製造業	4	2
第三次産業	245	196
電気・ガス・熱供給・水道業	3	1
情報通信業	0	0
運輸業、郵便業	11	4
卸売業、小売業	12	10
金融業、保険業	0	0
不動産業、物品賃貸業	6	4
学術研究、専門・技術サービス業	4	1
宿泊業、飲食サービス業	66	71
生活関連サービス業、娯楽業	67	36
教育、学習支援業	18	37
医療、福祉	5	12
複合サービス事業	6	6
サービス業	9	2
公務	38	12
分類不能の産業	1	0

資料：総務庁「国勢調査」



### 3. 母子保健の状況

#### (1) 乳幼児健康診査

乳幼児一般健康診査、1歳6ヵ月児健康診査、3歳児健康診査については、人口規模が小さく保護者が里帰りする時期と重なるなどにより、受診率は大きく変動し、沖縄県より高い年度もあれば、低い年度もあります。

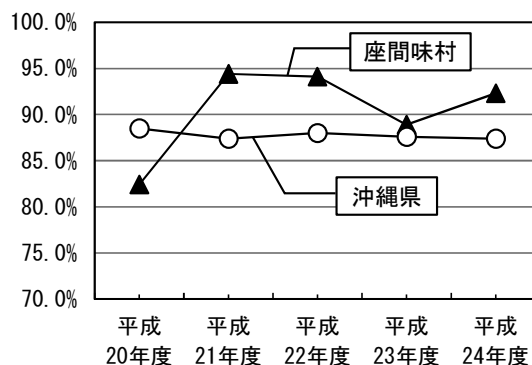
【乳児一般健康診査の受診率】

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
座間味村	82.4	94.4	94.1	88.9	92.3
沖縄県	88.5	87.5	88.0	87.6	87.4

資料：村総務・福祉課

単位：%

【乳児一般健診受診率の推移】



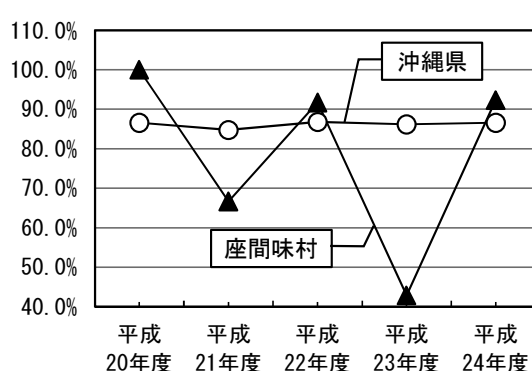
【1歳6ヵ月児健康診査の受診率】

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
座間味村	100.0	66.7	91.7	42.9	92.3
沖縄県	86.6	84.8	86.8	86.2	86.6

資料：村総務・福祉課

単位：%

【1歳6ヵ月児健診受診率の推移】



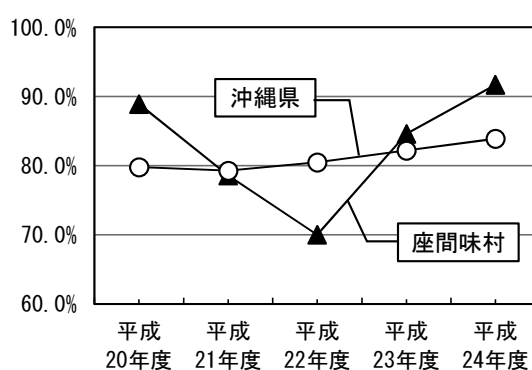
【3歳児健康診査の受診率】

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
座間味村	88.9	78.6	70.0	84.6	91.7
沖縄県	79.8	79.3	80.5	82.2	83.9

資料：村総務・福祉課

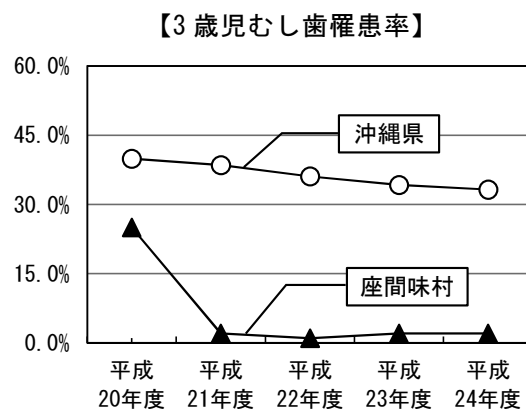
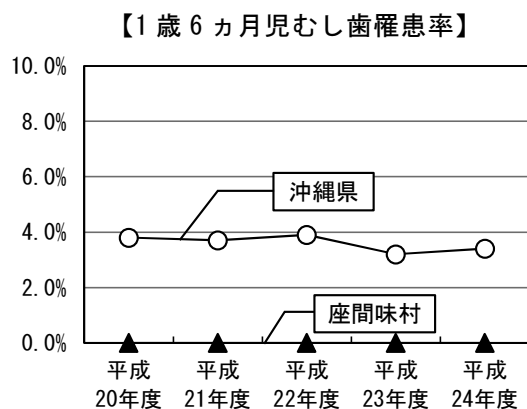
単位：%

【3歳児健診受診率の推移】



## (2) むし歯罹患率

1歳6ヵ月児については、平成20年度以降むし歯に罹患した子はいません。また、3歳児のむし歯罹患率も非常に低い状況が続いています。



【むし歯罹患率】

単位：%

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1歳6ヵ月児	座間味村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	沖縄県	3.8	3.7	3.9	3.2	3.4
3歳児	座間味村	25.0	2.0	1.0	2.0	2.0
	沖縄県	39.9	38.5	36.1	34.2	33.2

資料：村総務・福祉課より

## 4. 幼稚園

村内の幼稚園は3園で、園児数は平成23年以降31人～33人で推移しています。

【幼稚園児童数の推移】

単位：人

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
座間味幼稚園	19	27	26	26	25
阿嘉幼稚園	4	4	7	6	6
慶留間幼稚園	1	2	0	0	0
計	24	33	33	32	31

資料：村教育委員会(各年5月1日現在)

## 第4章 教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### 1. 教育・保育の量の見込みと確保策

#### (1) 教育・保育提供区域の設定

身近な地域で希望する教育・保育等のサービスを利用しやすくするために、国は、子ども・子育て支援事業計画作成指針において、市町村が地域の実情を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」（以下、「提供区域」という）を設定することを義務づけています。提供区域の範囲は市町村の裁量に任されており、提供区域ごとに事業の量の見込みを算出するとともに、量の見込みの確保の内容と実施時期を示さなければなりません。

また、作成指針では「提供区域」の設定や運用について、以下の考え方を示しています。

#### 【提供区域設定の考え方】

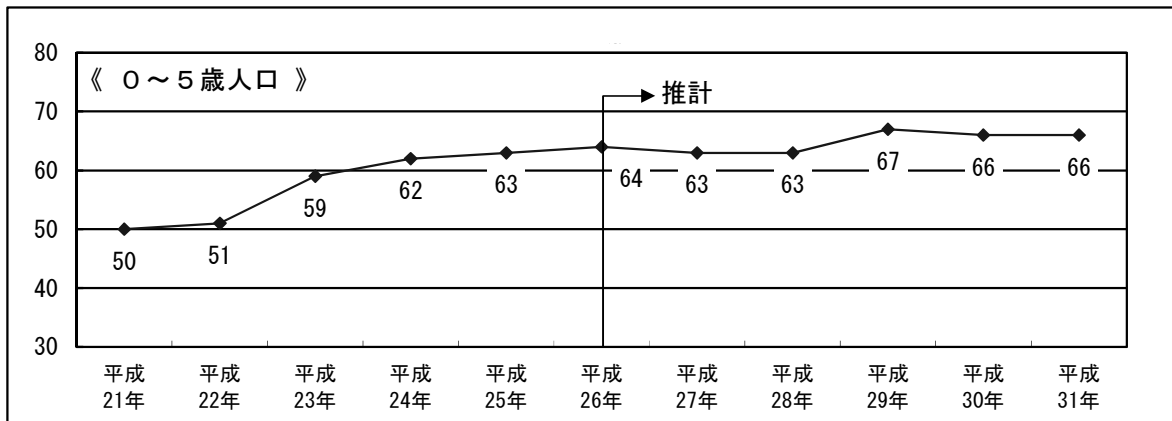
- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。（施設や事業の利用については、提供区域内での利用が原則）
- 提供区域内で供給が不足する場合、提供区域内に認可基準を満たす新規申請があれば、原則認可しなければならない。

本村では、これらの考え方を踏まえた上で、以下の観点から「教育・保育提供区域」は村全域（1区域）とする。

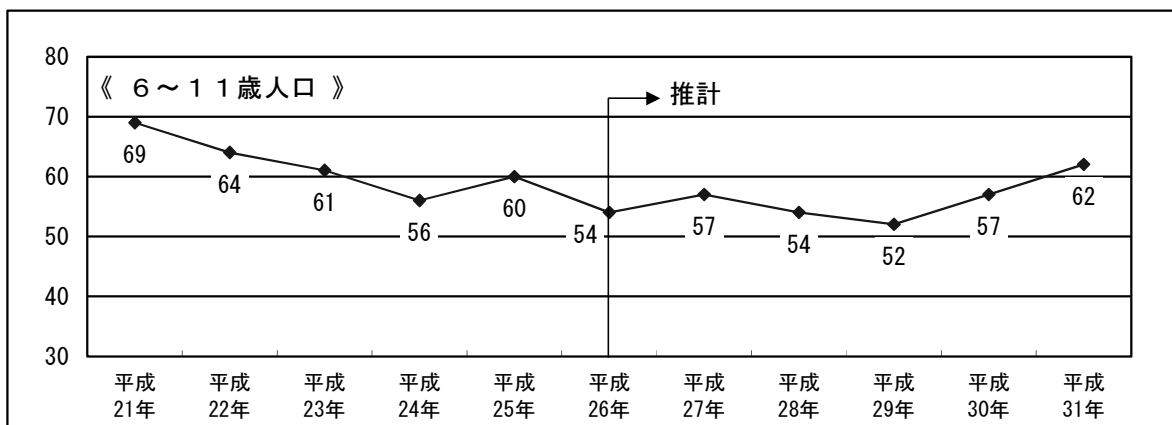
- 本村は座間味島と阿嘉島・慶留間島があり、子ども等が島と島の間を移動することが容易ではなく、教育・保育提供区域は2区域に分けたほうが理想的であると考えられます。しかし、教育・保育の事業実施や子ども・子育て支援の取り組みにあたっては、どちらか片方だけではなく両島のバランスに配慮して同時に考える必要があります。また、人口規模も小さいことから、あえて区域を分けない方が良いと判断しました。

## (2) 児童人口の推計

量の見込みを算出するためには、将来の児童人口を推計する必要があり、平成 26 年～平成 31 年(各年 4 月 1 日現在)の児童人口(0 歳～11 歳)を推計しました。推計の結果、0～5 歳人口はほぼ横ばいで推移し、6～11 歳人口は平成 30 年から増加すると予測されます。



		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	0～5 歳合計
実績人口	平成 21 年	7	8	14	6	5	10	50
	平成 22 年	10	9	9	13	6	4	51
	平成 23 年	6	12	10	9	13	9	59
	平成 24 年	12	6	11	10	9	14	62
	平成 25 年	13	14	7	11	10	8	63
推計人口	平成 26 年	9	13	14	7	11	10	64
	平成 27 年	9	9	13	14	7	11	63
	平成 28 年	11	9	9	13	14	7	63
	平成 29 年	11	11	9	9	13	14	67
	平成 30 年	13	11	11	9	9	13	66
	平成 31 年	13	13	11	11	9	9	66



		6 歳児	7 歳児	8 歳児	9 歳児	10 歳児	11 歳児	6～11 歳合計
実績人口	平成 21 年	15	10	7	14	8	15	69
	平成 22 年	12	10	12	8	14	8	64
	平成 23 年	5	12	10	11	8	15	61
	平成 24 年	9	5	13	10	11	8	56
	平成 25 年	11	8	7	12	9	13	60
推計人口	平成 26 年	9	8	8	8	12	9	54
	平成 27 年	13	7	8	9	8	12	57
	平成 28 年	13	9	7	8	9	8	54
	平成 29 年	9	10	9	7	8	9	52
	平成 30 年	17	6	10	9	7	8	57
	平成 31 年	18	12	6	10	9	7	62

### (3) 教育・保育の量の見込み

教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みは、国から提示された「量の見込み」の算出等の手引に基づき、ニーズ調査の結果より算出しました。その後地域の実情を勘案して補正しました。認定区分ごとの教育・保育の量の見込み（利用する子どもの人数）は下表のとおりとなります。

【教育・保育の量の見込み(年齢別)】

単位：人

	1号認定			2号認定						3号認定			計
				教育ニーズ			保育ニーズ						
	5歳	4歳	3歳	5歳	4歳	3歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳	
H27年度	3	2	3	7	4	9	1	1	1	4	2	3	40
H28年度	2	3	3	5	10	9	1	1	1	3	2	3	43
H29年度	3	3	2	10	9	6	1	1	1	3	3	3	45
H30年度	3	2	2	8	6	6	1	1	1	3	3	4	40
H31年度	2	2	3	6	6	7	1	1	1	3	4	4	40

### (4) 教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期

「量の見込み」に対応するように「確保方策」を定め、必要な教育・保育の環境を整えます。その際、基本指針で定める以下の点に留意しました。

- ①量の見込みの確保方策は、認可定員の範囲内で設定する利用定員ベースで確保するものとし、弾力化を前提とした確保方策を定めることはできない。(ただし、実際の運用において、年度途中の定員弾力化により、子どもを受け入れることを防げるものではない)
- ②国の「待機児童解消加速化プラン」(平成25年4月19日総理公表)により、平成29年度末までに待機児童解消を目指す。

## 【確保方策】

本村では、教育・保育の受け皿として公立の3幼稚園(座間味、阿嘉、慶留間)で3歳児から受け入れており、保育所はありません。新たに保育所設置となると3島に設置しないといけないことや子どもの数も少ないため、費用や人材確保の面から設置は困難な状況です。

そのため、確保方策として、3歳～5歳児についてはこれまで通り幼稚園で受け入れることとし、座間味島の0歳～2歳児については小規模保育事業、阿嘉島・慶留間島の0歳～2歳児については家庭的保育事業で対応します。なお、幼稚園については、現在の定員数で充足されるため、新たに整備することは想定していません。

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育ニーズ	保育ニーズ	1・2歳	0歳	
平成27年度	量の見込み	8	20	3	6	3	
	確保方策	公立幼稚園	8	20	3		
		小規模保育				4	2
		家庭的保育				2	1
平成28年度	量の見込み	8	24	3	5	3	
	確保方策	公立幼稚園	8	27	3		
		小規模保育				4	2
		家庭的保育				1	1
平成29年度	量の見込み	8	25	3	6	3	
	確保方策	公立幼稚園	8	28	3		
		小規模保育				4	2
		家庭的保育				2	1
平成30年度	量の見込み	7	20	3	6	4	
	確保方策	公立幼稚園	7	23	3		
		小規模保育				4	3
		家庭的保育				2	1
平成31年度	量の見込み	7	19	3	7	4	
	確保方策	公立幼稚園	7	22	3		
		小規模保育				5	3
		家庭的保育				2	1

## 【認定区分】

区分	年齢	設定内容	利用先
1号認定	3～5歳	幼児期の教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定(教育ニーズ)	3～5歳	保育の必要はあるが幼稚園の利用希望が強い	幼稚園、認定こども園
2号認定(保育ニーズ)	3～5歳	保育の必要あり	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	保育の必要あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

## 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

国が示す地域子ども・子育て支援事業のうち、利用者支援事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育訪問事業の見込量及び確保方策については、地域の実情を勘案して定めました。そのほかの事業については、国から示された「量の見込み」の算出等の手引に基づき、ニーズ調査の結果より各事業ごとに算出するとともに、量の見込みの確保方策を示します。

量の見込みや確保方策については情勢の変化等により、ここで定めた現時点での見込みを超える場合、また、実施を想定していない事業のニーズが発生した場合等において、必ずしも量の見込みや確保方策に従うというのではなく、必要に応じ柔軟に対応していきます。

### (1) 時間外保育事業（延長保育）

●利用ニーズ（量の見込）はなく、また、保育所もないため事業実施は想定しません。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人	0	0	0	0	0
確保方策	か所	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0

### (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・放課後子ども教室

●量の見込みが小さく、また、人員体制等実施に必要な諸要件を整えることが困難なため、事業実施は想定できません。

#### 【放課後児童健全育成事業】

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	人	5	6	5	6	7
	高学年	人	0	0	0	0	0
	計	人	5	6	5	6	7
確保方策	か所		0	0	0	0	0
	人		0	0	0	0	0

### (3) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

●ニーズはあるものの、実施となると座間味島と阿嘉島の2カ所にセンターを整備する必要があること、また、量の見込は1日平均で2組～4組程度と少ないため事業実施は厳しいと判断しました。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人回	85	79	85	96	101
確保方策	か所	0	0	0	0	0

\* 月の延べ利用回数(延べ利用者数)

#### (4) 一時預り事業

##### ①幼稚園在園児対象（預り保育）

- ニーズはありますが、人員体制等実施に必要な諸要件を整えることが困難なため、事業実施は想定できません。

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1号認定	人日	0	0	0	0	0
	2号認定	人日	6,656	7,072	7,488	6,448	6,032
確保方策		か所	0	0	0	0	0
		人日	0	0	0	0	0

\* 年間延べ利用日数(延べ利用者数)

##### ②幼稚園在園児以外

- 保育所がないこと、また、「小規模保育」での預かりでは、施設規模や人員体制において実施は困難と判断します。さらに、子育て短期支援事業やファミリー・サポート・センター事業についても、本村にはその基盤がないため実施は想定できません。

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		人日	1,149	1,149	1,226	1,207	1,207
確保方策	保育施設	か所	0	0	0	0	0
		人日	0	0	0	0	0
	子育て短期支援事業	人日	0	0	0	0	0
	ファミリー・サポート・センター事業	人日	0	0	0	0	0

#### (5) 病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター（病児・緊急対応強化事業）

- ニーズがなく、また、病後児等を受入れる施設やファミリー・サポート・センターもないため、事業実施は想定できません。

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		人日	0	0	0	0	0
確保方策	病児病後児施設	人日	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業	人日	0	0	0	0	0

\* 子育て援助活動支援事業:ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業]



(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）〈就学児のみ〉

●ニーズもなく、ファミリー・サポート・センターもないため、事業実施は想定できません。

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	小学校低学年	人日	0	0	0	0	0
	小学校高学年	人日	0	0	0	0	0
	計	人日	0	0	0	0	0
確保方策		人日	0	0	0	0	0

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

●ニーズがなく受け入れる施設もないため、事業実施は想定できません。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人日	0	0	0	0	0
確保方策	人日	0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業

●本村は地域のコミュニティが豊かで互いに顔が見える環境にあり、普段から利用者支援事業に準ずる取り組みを行っているため、特に事業として実施する必要性はないと判断しました。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	か所	0	0	0	0	0
確保方策	か所	0	0	0	0	0

〈利用者支援事業〉

新制度で新たに創設された事業で、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業の事業等の利用について情報収集と提供を行うとともに、子どもや保護者からそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をし、関係機関等との連絡調整等を行う。

(9) 妊婦健診

●これまでの実績と0歳児人口の将来推計を基に量を見込みました。健診に伴う経済的な負担軽減や受診勧奨等により、量の見込みの達成を図ります。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人回	140	140	140	140	140

\* 回：年間延健診回数

(10) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業

- 乳児家庭全戸訪問事業は、これまでの実績と0歳児の将来推計人口を基に量を見込みました。見込みに対し保健師と母子保健推進員で対応します。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人	10	10	10	10	10
確保方策	訪問員(人)	保健師(1人)、母子保健推進員(3人)				

(11) 養育支援訪問事業

- これまで実績がなく、今後も想定できませんが、実際に対象となる児が出てきた場合には、保健師が対応します。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人	0	0	0	0	0
確保方策	訪問員(人)	保健師(1人)				

### 3. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

#### (1) 認定子ども園の普及について

国は、幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、幼稚園と保育所の制度の枠組みを超えて、それぞれの良いところを活かしながら両方の役割を担うとともに、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受入れることが可能な教育・保育施設として、認定こども園の普及を目指しています。

本村においても、保護者の教育・保育のニーズに適格に答えていくには、認定こどもが必要になると思われます。本村での認定こども園の普及あたっては、幼稚園が幼保連携型の認定こども園に移行することが望ましいと考えられます。しかし、認定こども園への移行にあたっては、施設規模や施設機能の拡大、それに伴う職員の確保等の問題、さらに、3 島に設置することを考えると、現時点では認定こども園に移行することは困難な状況です。

#### (2) 質の高い学校教育・保育及び地域の子育て支援について

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもので、かつ乳幼児期の発達は連続性を有するものであることから、子ども一人ひとりの個人差に留意しつつ、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て家庭への支援の安定的な提供を通じて、子どもの健やかな育ちを保障することが重要となります。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上が不可欠であるため、研修や勉強会及び専門機関等と連携した資質向上に取り組みます。また、子ども一人ひとりに適切に対応できるよう、定員ベースでの受け入れとともに、必要な専門職の人員配置に取り組みます。

#### (3) 小学校教育との円滑な接続(保幼小の連携)について

遊びを中心とした幼児期の教育と各教科の学習を行う児童期の教育では、大きな環境の変化があります。しかし、子どもの発達や学びは連続しています。幼児期から円滑に小学校へ接続していくためには、小学校就学前から連携を図っておく必要があります。

本村では学校敷地内に幼稚園があるため幼少の連携は十分とれていると考えられ、今後は、幼稚園と小規模保育、家庭的保育との連携に取り組みます。



## 第5章 子ども・子育て支援施策の推進

### 第1節 地域における子育て支援

#### 1. 子育て支援サービスの充実

##### 【現状と課題】

##### （保育サービス）

- 本村の保育に関わる公的サービスとしては、唯一幼稚園の3年保育があり、3歳児から利用できます。しかし、0～2歳児を受入れる保育施設等は整備されていません。
- 幼稚園では昼食後に降園の日もありますが、2時過ぎまでとなっており、その日以外は午前中の保育となっています。
- ニーズ調査では午後の幼稚園の預かり保育の希望が多く、今後検討していく必要があります。しかし、幼稚園には本務職員が少なく、負担が多いため、預かり保育の実施は厳しい状況です。また、臨時職員の入れ替わりが多く、本島から免許保持者の採用を検討しましたが、住居の確保が難しいため、村内在住の方を採用しました。免許保持者の採用は困難な状況です。

##### （親子交流の場）

- ニーズ調査では親子が安心して集まれる身近な場の確保を希望する保護者が多く、今後も座間味コミュニティセンターなどの公共施設の活用を進める必要があります。

##### 【主要事業計画】

##### ①幼稚園3年保育の推進

本村における唯一の保育サービスとして位置づけられることから、継続して実施します。

##### ②0～2歳児保育の実施

0～2歳児の保育を行うために、座間味区で小規模保育を実施します。また、慶留間区・阿嘉区については、家庭的保育の実施を予定します。

##### ③親子交流の場の確保

子育て中の親子が気軽に集まり交流が図れる場を確保するために、身近な地区の公民館を利用しやすいよう、区と調整を図るほか、児童生徒交流センター、座間味コミュニティセンターなどの公共施設についても親子が利用しやすいよう必要な調整を図ります。また、その他の公共施設の空きスペースの活用について検討します。

## 2. 地域における子育て支援

### 【現状と課題】

#### (家庭・地域の教育力)

○地域においては、学力向上対策推進委員会を中心に、学校や家庭と連携し、家庭学習の定着を図るために、幼稚園児への毎日10分以上の読み聞かせによる学習姿勢の確立や小中学生の「生活スケジュール表」(家庭での日課表)作成により、家庭学習の時間を確保する取組みを推進しています。

また、早寝・早起き・朝ごはんやあいさつの習慣化、6:30運動、一声運動の推進及び我が家の約束事やルールづくりなど望ましい生活リズムの確立に取り組んでいます。

○各学校においては、子どもの平和学習、自然体験活動、伝統文化体験活動、ボランティア活動等多様な体験活動の充実を図るために、地域の人材を積極的に活用しています。

○社会体育においても、地域の協力を得て「すうじみちグランドゴルフ大会」、「自然文化再発見親子ウォーク」「阿嘉大橋トリム大会」「村内中学校バドミントン大会」等を開催し、子ども同士の異年齢交流や多様な世代との交流を図り、子どもの健全育成に努めています。そのほか、阿佐区など伝統行事が盛んな区もあり、多くの子どもが参加しています。

#### (くじら文庫・こじか文庫)

○図書の貸し出しや絵本の読み聞かせ、クリスマス会などのイベントや創作活動等を通して、子どもの好奇心や創造性を高めるとともに、子ども同士、親同士の交流の場として、座間味村のコミュニティセンターで「くじら文庫」、阿嘉離島総合センターで「こじか文庫」が開催されています。

○保護者の自主活動として定着してきており、村からの補助と賛助会員の寄付により運営されていますが、会員数が減少傾向にあります。

くじら文庫	第1,3,5日曜日 開催
こじか文庫	月1回日曜日 開催

#### (子ども会活動)

○区の子ども会では、異年齢の子ども同士が交流し、遊びや体験活動を通して、地域社会の一員として必要な知識や態度を身につけるなど、心身の健やかな成長を図っています。一方、子ども会が結成されていない区もあり、立ち上げを支援する必要があります。

## 【主要事業計画】

### ①家庭における教育力の向上

子どもの家庭学習の定着、規範意識の醸成、基本的な生活習慣の確立などを図るために、家庭と学校が連携した「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進、家庭学習時間の設定、学習準備の確認及びマナー・礼儀等が身に付くよう取り組みます。

また、教育講演会の開催に取り組みます。

### ②地域における教育力の向上

地域の教育環境を整備し、地域の教育力の向上を図るために、今後も学力向上対策推進委員会を中心に、学校と地域が連携し、教育懇談会の開催や地域のあいさつ運動、一声運動等の取り組みを推進します。

また、地域の人材を積極的に活用し、子ども達の豊かな体験活動の充実を図るために、地域人材バンクの整理と人材の発掘・養成を図ります。

### ③文庫活動の推進支援

文庫活動は、子どもの健やかな成長に資するとともに、親子の結びつきを深めるなど、地域における子育て支援としての意義は大きく、今後も「くじら文庫」「こじか文庫」の活動の継続と発展を支援します。

### ④子ども会活動の拡充

子ども会では、地域の中で異年齢の子どもたちが集まり、様々な活動を通して協調性やリーダーシップ、地域への愛着、ルールやマナーの育成を図るなど、社会的成長の糧となる取組を推進するものとし、今後も、子ども会の育成を支援します。

また、子ども会が結成されていない区について、結成に向けた取り組みについて必要な支援を行います。

### ⑤社会体育の振興

子ども達の運動・スポーツ活動への意欲を高め、活動を通して得られる様々な体験により健全育成を図るために、今後も学校体育施設の開放や「阿嘉大橋トリム大会」「すうじみちグラウンドゴルフ大会」「自然文化再発見親子ウォーク」「村内中学校バドミントン大会」などを開催します。

### 3. 子育てに伴う経済的支援の推進

#### 【現状と課題】

##### (ひとり親家庭への支援)

○ひとり親家庭の児童の健全育成に資するために、母子・父子家庭医療費助成、児童扶養手当の支給(母子及び父子家庭)を行なっています。

##### (渡航費の軽減)

○平成 23 年度より沖縄県離島住民の運賃割引制度が始まり、通常運賃の半額で乗船する事が出来るようになりました。

○本島への船舶運賃については、小児運賃(小学生まで)は大人の半額で、5 歳以下の幼児については、大人 1 人につき 1 人まで無料としています。また、児童の本島での交流活動・社会見学及び中学生の部活動の大会参加等においては、船舶運賃・宿泊費・交通費の一部扶助を行っています。しかし、宿泊費については十分まかなえていない(朝・夕の食費込なので特に中学生)状況です。

##### (教育費支援)

○生活困窮世帯の幼児児童生徒対象に、幼稚園の入園料や保育料の減免、学校義務教育を受けるために必要な学用品費、給食費等の援助を行っています。

○被生活保護世帯及び非課税世帯の幼稚園児について、幼稚園保育料等の減免ができますが、現在対象となる世帯はありません。

○幼稚園に就園する子のうち、第 2 子以降について、幼稚園保育料等減免が受けられます。

#### 【教育費負担の軽減】

	第 1 子	第 2 子	第 3 子
入園料	7,200 円	3,600 円	全額免除
保育料	4,400 円	2,200 円	全額免除

#### 【主要事業計画】

##### ①母子・父子家庭医療費助成

母子・父子家庭の児童とその父母及び父母のいない家庭の養育者について、入院または通院による治療を受けた場合、医療費の自己負担の一部を助成します。

##### ②児童扶養手当の支給

母親又は父親と生計を同じくしていない児童を養育している母親(父親)又は母親(父親)のいない児童を養育している者に対し、生活の安定と自立を助け、児童の健全育成が図れるよう支援をするために、児童扶養手当を支給します。



### ③子どもの渡航費等の減免推進

船舶運賃について、今後も小児料金(1歳～11歳)は大人の半額とすることや5歳以下の幼児について大人1人につき1人まで無料とします。

また、学校の学習活動や部活動の大会参加等における船舶運賃や宿泊費、交通費の一部を扶助するとともに、今後宿泊費の増額について検討します。

### ④就学援助費支給

被生活保護世帯に属する児童生徒(要保護児童生徒)及び被生活保護世帯に準ずる程度に困窮した世帯の児童生徒(準要保護児童生徒)を対象に、学用品費、学校給食費、修学旅行等義務教育を受けるために必要な経費を支給します。

### ⑤幼稚園保育料等の減免

被生活保護世帯及び村民税の所得割が非課税である世帯に属する幼稚園児について、幼稚園の入園料及び保育料の減免を行います。

### ⑥第2子以降幼稚園保育料等減免の実施

今後も幼稚園に就園する子のうち、第2子について入園料、保育料の半額免除及び第3子について入園料、保育料の全額免除を実施します。



## 第2節 乳幼児等の健康の保持及び要保護児童への対応

### 1. 親と子の健康支援

#### 【現状と課題】

##### (妊娠期の健康保持)

- 親子健康手帳交付時には手帳の活用方法について周知を図るほか、妊娠期や産後の健康管理の留意事項、出産・育児に関するサービスや制度及び相談窓口となる地域の母子保健推進員を紹介しています。また、母体の健康管理に不安がある(喫煙、過去の妊娠出産状況等)、経済的な不安がある、高齢出産など妊娠経過に不安がある等、支援が必要な妊婦の把握に努めています。
- 最近では、30代後半から40代の不妊治療者の増加とともに、30代後半からの高齢妊婦が増えてきていることから、高齢出産の妊産婦の健康管理が重要となるとともに、30代半ばまでの出産を啓発していく必要があります。
- 妊婦健康診査については、公費負担(14回)があるほか、健診に伴う船舶運賃を助成しています。一方、妊娠36週以降は安心・安全な出産のために、島外待機を指導していますが、経済的な負担が大きいため、出産に伴う助成についても検討していく必要があります。  
また、妊娠36週以降の島外待機については、上の子を預ける所がないことや経済的な事業等により出産ギリギリまで島内に留まるケースがあります。
- 貧血予防・体重管理は、母子手帳発行時の面接や妊婦相談でも注意を促していますが、特に貧血は減らない状況です。また、妊娠初期にすでに貧血ギリギリの人も多く、妊娠前からの貧血予防が必要です。
- 母体の健康管理の上で気になる妊婦については、緊急時に迅速な対応につながるよう診療所と情報の共有を図っています。

##### (乳幼児の健康保持)

- 平成20年度より、母親の育児等の不安解消と乳児の健やかな育成を図るために、生後4ヵ月までの乳児のいる家庭を全戸訪問する「こんにちは赤ちゃん事業を実施しています。ブックスタート事業と連動させ、保健師と母子保健推進員が出産祝いとして絵本を届けながら母親の育児不安や悩みなどを聞き、必要な情報の提供や助言に努めています。  
また、島外で出産し、帰島した産婦に対しては早朝の訪問に努めています。
- 乳児一般健康診査、1歳6ヵ月児健康診査、3歳児健康診査を年2回(座間味島と阿嘉島で実施するため計4回となる)実施し、乳幼児の健康・発達の状態を把握するとともに、医師、保健師、歯科衛生士、栄養士などによる相談や助言・指導に努めています。また、事情により受診できなかった乳幼児についてはフォロー健診を行っています。1歳6ヵ月児と3歳児については歯科健診を実施しています。
- 本村では、むし歯予防対策の充実を図るために、乳幼児健康診査とは別に、未就学児を対象とした歯科健診を実施しています。歯科医(村内)による健診のほか、歯科衛生士(村外)によるはみがき指導や染め出し、フッ素塗布及び歯科保健指導を行っています。座間味島と阿嘉島で年4回ずつ実施しています。平成25年度途中から歯科衛生士が2人体制となり、はみがき相談がゆっくりできるなど、健診に余裕ができました。受診率は60%台~90%台と幅があり、今後も受診率の向上に努める必要があります。

- 定期予防接種については、確実な接種により感染症を予防するために、対象児の事前通知を母子保健推進員が配布しながら伝えています。また、保護者の要望による個別接種も可能となっています。
- 予防接種は座間味診療所及び座間味村保健センターで行っています。接種の実施時期が里帰りの時期と重なると、予防接種が受けられない児もいるため、地域の実情も踏まえた接種時期を検討する必要があります。
- 転入者については、親子手帳から接種状況を確認し、必要な接種の指導を行うとともに、接種スケジュールを作成してあげることで接種率は高くなっています。

#### **(離乳食・幼児食教室)**

- 離乳食・幼児食教室では、離乳食や幼児食に関する知識の普及と親子同士の交流を図るために、栄養士を活用して、講話や調理実習を開催しています。
- 村内の食材は限られており、普段使えるメニューを考えることが大切なため、調理方法などを工夫していく必要があります。

#### **(親子相談)**

- 子育ての相談の場として月1回座間味・阿嘉の2ヶ所で保健師による親子相談を開催しており、妊婦や親子が集い保健相談・指導、情報の提供、子どもの身体計測などを行っているほか、発達が気になる子の経過観察も行っています。また、転入者の居場所づくりにもなっています。
- 情報提供について、乳幼児健診や予防接種については対象者へ1年間のスケジュールを配布し、里帰り等の予定を立てやすく未受診者を減少させることに役立っています。

#### **(母子保健推進員)**

- 母子保健推進員は、座間味島に2人、阿嘉島に1人で、乳幼児健康診査の受診勧奨や健診のサポート(身体測定・会場整理・検尿の介助等)、保護者への母子保健サービスや子育て支援・育児支援に関する情報提供、「こんにちは赤ちゃん事業」での家庭訪問など、母子保健事業の円滑な実施を支えています。今後も、連携を密にし、母子保健事業の円滑な推進を図っていく必要があります。

#### **(生と性の教室)**

- 性教育を通して親が子育てについて改めて考える機会を提供するために、平成25年度に「幼児からの性教育」について、助産師による性教育講演会を開催しました。参加者にとってはこれからの子育てにおいて子どもと向き合うことの大切さを実感できたと好評でした。今後、子どもの年齢に応じて継続的な性教育を進めていくことが大切です。

## 【主要事業計画】

### ①母体の健康保持推進

今後も、安心・安全な出産のために、親子健康手帳交付時に面接やアンケートを行い、妊婦の健康状態や生活習慣、家庭の状況等を把握し、健康管理について必要な情報の提供や相談指導等を行います。また、高齢等ハイリスク妊婦及び妊婦健康診査で有所見のある妊婦について、適時相談・指導等を行います。

妊婦健康診査の受診勧奨を行うとともに、出産のための島外待機が徹底されるよう指導強化を行います。なお、家庭の事情等によりどうしても待機できない場合については、関係機関等との連携により緊急時にできるだけ迅速な対応がとれるよう取り組みます。

高齢出産とならないよう、高齢妊娠のリスクも踏まえて30代半ばまでの出産を啓蒙していきます。

### ②妊娠・出産への経済的支援の推進

母子ともに健康で安心して出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査受診のために負担した船舶運賃を補助し、経済的負担の軽減を図ります。

また、不妊治療者への支援及び出産に伴う島外待機の経済的支援に取り組みます。

### ③マタニティ教室の実施

村内に産婦人科がないため、妊婦自身のセルフケア能力を高めるとともに、妊婦の仲間づくりを目的としたマタニティ教室の実施を地域の実情に応じて実施します。

### ④こんには赤ちゃん事業(乳幼児全戸訪問事業)の推進

子育ての不安や子育ての孤立化をなくし、健やかに子育てができる環境を整えるために、今後もブックスタート事業と連携して、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、母子の健康状態や養育環境等を把握します。また、母親の不安や悩みの相談相手となって必要な助言を行うほか、情報の提供や適切なサービス利用に結びつけます。

なお、今後も島外出産後の帰島に合わせて速やかに訪問するものとします。

### ⑤乳幼児健康診査の推進

乳幼児の疾病や異常を早期に発見し、早期の療育や相談・指導等適切な支援を行うことで、乳幼児の健全な発育・発達を支えていくために、引き続き乳児一般健康診査、1歳6ヵ月児健康診査、3歳児健康診査を実施します。

また、こんには赤ちゃん事業など他の保健事業と連携した受診勧奨を強化するなど、受診率の向上に取り組みます。

### ⑥歯科健診の推進

乳幼児期からのむし歯予防対策の充実を図るために、未就学児を対象とした歯科健診を今後も実施し、むし歯予防のための相談・指導の強化に取り組みます。また、母子保健推進員や幼稚園等と連携した受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。

### ⑦予防接種の推進

予防接種対象児への確実な接種を行うために、今後も対象児の家庭を母子保健推進員が訪問し事前通知を行うとともに、地域や保護者の事情に配慮した接種時期を設定します。また、接種漏れがないよう、未接種者への接種勧奨を行うとともに、移住者への接種確認と接種時期の周知及び接種勧奨を行います。

### ⑧離乳食・幼児食教室の推進

離乳食や幼児食に関する知識の普及と親子同士の交流を図るために、今後も栄養士による講話や地域の食材等を使った調理実習を行います。

### ⑨親子相談

子育て中の親子等が集まり、親子同士の交流や情報交換を行うとともに、保健師への相談や子どもの発達の様子を確認するなど、子育て支援として有効な事業であり、今後も継続します。また、参加した親子と地域の高齢者等との交流を進めます。

### ⑩母子保健推進員の活動推進

母子保健における様々な事業をサポートし、事業の円滑な実施を図るとともに、地域における行政のパイプ役として、保護者の状況を把握し情報を提供してもらえるよう、今後も母子保健推進員と連携を密にします。

### ⑪子ども医療費助成の推進

乳幼児の医療を受ける環境を整えることにより、病気の早期発見・早期治療を促し、乳幼児の健全な発育を図ることを目的に、入院については中学卒業前、通院については4歳未満の乳幼児を対象に医療費を助成します。また、通院の対象年齢の引き上げに取り組みます。

### ⑫生と性の教室推進

性教育を通して、子どもが自己肯定感を持ち、相手への思いやりの心を育むなど健全な性意識が身につくよう、子どもの発達に応じた生と性に関する講演会等を開催します。

## 2. 要保護児童への対応

### 【現状と課題】

- 平成20年に「座間味村子ども安心ネット協議会」を設置しました。これにより、児童虐待のみならず不登校、非行、保護者による監護が不相当であると認められる要保護児童に対し、関係機関、関係団体及び関係者間の適切な連携の下で必要な支援が行える体制を整えました。しかし、これまで事例がないため、会議は開催されていません。
- 虐待については、住民の通告義務や相談窓口の周知を図っています。

### 【主要事業計画】

#### ①要保護児童対策のための連携

要保護児童への適切な支援を図るために、「座間味村子ども安心ネット協議会」において、関係機関、関係団体及び児童福祉に関連する職務従事者等が、要保護児童に関する情報の交換及び適切な連携のもとで、必要な支援を行います。

#### ②要保護児童発見機能の向上

母子保健事業、幼稚園、学校では、保護者による監護に問題がないか発見する視点を持ち、保護者の不安や悩みに対する相談や助言・指導等を行い、保護者の心の安定を図るとともに、必要に応じて「座間味村子ども安心ネット協議会」と連携した、児童や保護者への適切な対応に努めます。

また、診療所や地域住民及び地域の各種団体等と連携した、要保護児童に関する情報収集を行います。

### 3. 障害児施策の充実

#### 【現状と課題】

##### （乳幼児健康診査）

- 乳幼児健康診査では、疾病や身体発育・精神発達の面から子どもの気になるところを把握し、早期の支援につなぐことで、心身の障害の未然防止や軽減に努めています。

##### （療育相談）

- 乳幼児健康診査で把握された、発達が気になる子については、健診後のフォローとして島外の相談員と連携し、保護者への療育相談（年3回程度）を行っています。
- 幼稚園の支援員との連携はとれていますが、幼稚園及び学校への巡回相談を行っている県の専門員との連携が取りづらい状況です。
- 本島の児童発達支援を利用（月1～2回）している子がおり、その事業所との連携も図っています。

##### （特別支援教育）

- 特別な支援を要する園児児童生徒に対し、学習面や学校生活、校外活動を支援するために、支援員を配置しています。

#### 【主要事業計画】

##### ①健診による早期支援

乳幼児健康診査において、今後も乳幼児の疾病や発育・発達が気になる子を早期に把握するとともに、治療・療育について関係機関との連携のもと適切なサービスにつなぎます。

##### ②療育相談の推進

発達が気になる子をフォローしていくために、今後も専門員と連携した療育相談を実施します。また、療育に関する支援の充実が図られるよう、関係機関との連携を図ります。

##### ③発達に関する知識の普及啓発の推進

発達が気になる子への地域の理解と支援が得られるよう、必要に応じて講演会等により、知識の普及啓発に取り組みます。

##### ④特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする児童生徒について、特別支援教育支援員を配置し、学習支援や安全確保等学校生活全般を支援します。

##### ⑤就学指導の推進

就学指導委員会においては、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の就学に関して、保護者との相互理解と信頼関係を築き、保護者の心情等に配慮した就学指導・就学相談を行います。また、保護者の意向を踏まえた就学判定を行います。



## 第3節 子ども等の安全・安心の確保

### 1. 交通安全対策の推進

#### 【現状と課題】

- 学校では、交通安全教室を開催し、正しい交通ルールが身につくよう指導を行っています。また、自転車安全教室を開催し、自転車の安全な乗り方と点検整備について指導しているほか、安全マップを活用して交通危険箇所の周知を図っています。
- 本村は交通量が少なく信号機もほとんどありませんが、近年フェリーでの車の乗り入れやレンタカーを利用する観光客が増えてきたことで、交通量も増え、ドライバーのマナーにも問題がみられるようになり、交通安全対策の充実が求められています。
- 『座間味村道路交通環境安全推進協議会』では村内の学校から報告のあった危険箇所の合同点検を実施し、対策が必要な箇所に看板の設置や、学校において、幼児・児童・生徒への指導及び保護者への周知を図りました。
- 座間味～阿真線については一括交付金等を活用して定期的に除草、清掃等を行っています。一方、座間味～阿佐線は現在国庫補助事業により整備を進めていますが、工事中（完成予定年度平成28年）の安全管理を徹底する必要があります。
- 座間味島では、臨時職員を採用し、スクールバスによる集団登校で、阿佐、阿真の児童生徒の迎えと幼稚園児の送迎を行っています。希望者が多く、定員ぎりぎりになることがあります。

#### 【主要事業計画】

##### ①交通安全教育の推進

子どもを交通事故から守るために、今後も交通安全教室や自転車安全教室を開催するとともに、安全マップ等を活用した、交通安全教育・指導に取り組みます。

##### ②交通安全思想の普及啓発の推進

地域の関係機関・団体、レンタカーの事業所等と連携し、地域住民や観光客への交通安全に関する意識啓発を行うとともに、観光客については地域の交通危険箇所の周知徹底を図ります。

##### ③交通安全施設の整備推進

交通事故未然防止のために、歩道を利用しやすいよう草刈りや落石の撤去等、必要な整備を行うとともに、交通危険箇所への立て看板の設置やカーブミラー、ガードレール、横断歩道等の交通安全施設について検証し、必要な整備に取り組みます。

##### ④スクールバスの運行

今後も交通安全対策として、スクールバスによる阿佐、阿真の児童生徒の迎えと幼稚園児の送迎を行います。

## 2. 子どもを事件・事故から守るための活動の推進

### 【現状と課題】

- 各学校においては、学校長が登校時に正門に立ちあいさつ指導などを行いながら、児童生徒の安全を確認しています。また、養護教諭を中心に安全教育を実施しています。
- 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、座間味島ではP T Aや警察による夏休み期間中の夜間パトロールを実施していますが、阿嘉・慶留間での実施が課題となります。
- 学校では、海での事故を防止するため、海で遊ぶ際の安全ルールを守る指導を徹底して行っているほか、安全マップにより遊泳禁止の場所の周知を図っています。また、その他事故につながる危険性の高い箇所について周知を図り、安全指導に努めています。

### 【主要事業計画】

#### ①安全指導の推進

学校においては今後も家庭と連携し、安全マップや「いかのおすし」の標語等の周知徹底を図り、犯罪に巻き込まれないよう指導を強化するほか、事故に遭わないよう海に行く際の安全ルールの徹底や地域の危険箇所に近づかないよう指導を行います。

#### ②子どもを守る地域体制の確立

子ども達を犯罪や事故等から守るため、下校時の安全確認のための巡回パトロールや警察、P T Aと連携した夜間パトロールの実施、観光客の無断キャンプや野外での宿泊禁止指導の徹底及び不審者情報等の地域への周知活動を行います。

また、地域と連携した安全ルールを守らない海遊びや地域の危険箇所に近づかないよう声かけをする体制づくりに取組みます。

### 3. 安心して外出できる環境の整備

#### 【現状と課題】

○ニーズ調査では、子どもとの外出の際に困ることとして、座間味・那覇間の船舶を含め「公共施設においてトイレやオムツ替えなど親子の利用に配慮されていない」と答えた保護者が多く、そのほか、「公共施設において授乳する場所や設備がない」「公共の建物が子どもの移動に配慮されていない」「歩道の段差などが通行の妨げとなっている」「喫煙場所が徹底されていない」といった回答があり、今後もバリアフリー化の推進を図るとともに、子育てにやさしい環境づくりを推進する必要があります。

なお、座間味港ターミナルの身障者トイレは親子の利用に配慮されたつくりとなっています。

○座間味総合センターと座間味コミュニティセンターについてはバリアフリーとなっていますが、阿嘉・慶留間・阿真・阿佐に関してはバリアフリーとなっていません。

○おむつ替えのスペースは、座間味港にはありますが、阿嘉港にはありません。また、授乳室については両港ともスペースがなく設置されていません。なお、座間味港に関しては県施設のため設置に際しても協議が必要です。

○フェリーについては、新造船（平成28年就航予定）にオムツ替えのできるスペースを確保する予定となっています。

○禁煙・分煙場所については、ターミナルにおいては徹底されていますが、その他の公共施設においても徹底に努める必要があります。

○港の待合所にキッズコーナーを設置し、定期的に点検をしています。

#### 【主要事業計画】

##### ①公共施設のバリアフリー化の推進

高齢者や障害者に限らず、子どもや乳幼児と一緒に外出する保護者等が道路、公園、建物等の公共施設を安心して快適に利用できるよう、新設、増設、改築・改修の際には「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化を行います。

また、まちづくり条例が制定される以前の公共施設についても、必要に応じて計画的にバリアフリー化を推進します。

##### ②子育てにやさしい環境づくり推進

座間味港のターミナル内への授乳室を整備について、座間味港は県施設のため占用許可に関する手続きを進めます。

阿嘉港のターミナル内にオムツ替えや授乳室等の整備について検討します。また、港のキッズコーナー等の点検を今後も定期的に続けていきます。さらに、公共施設における禁煙・分煙を進めます。



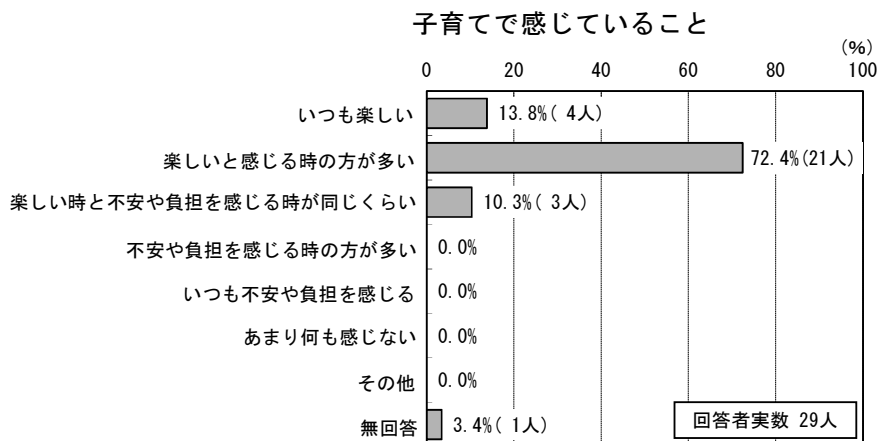
# 資料編



## ■主な調査結果の概要（子ども・子育て支援に関する調査（就学前児童））

### （１）子育てで感じていること

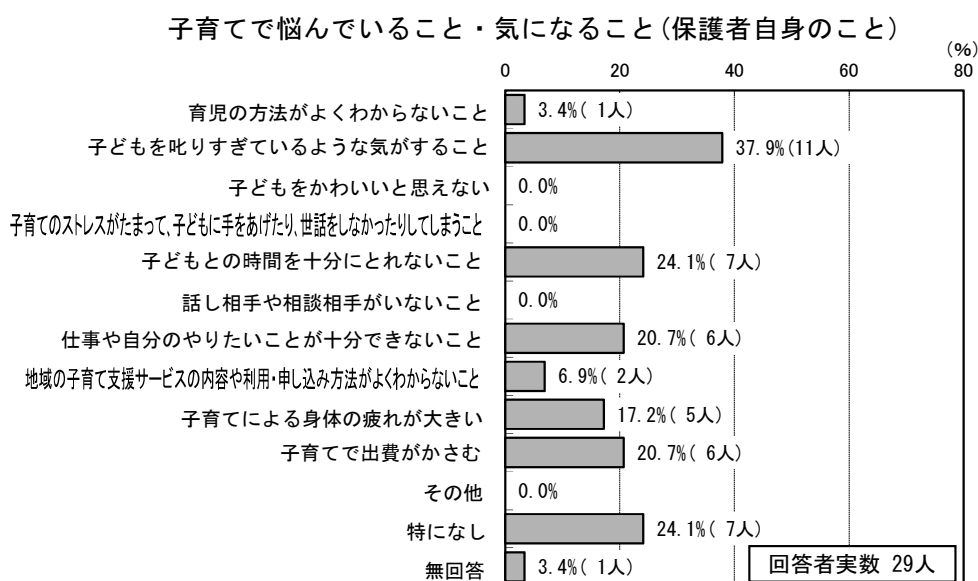
子育てで感じていることについては「楽しいと感じる時の方が多い」が 72.4%と最も高く、これに「いつも楽しい」の 13.8%を合わせると“楽しい”と感じている保護者が 86.2%となります。



### （２）子育てで悩んでいること・気になること（複数回答）

#### 〈保護者自身のこと〉

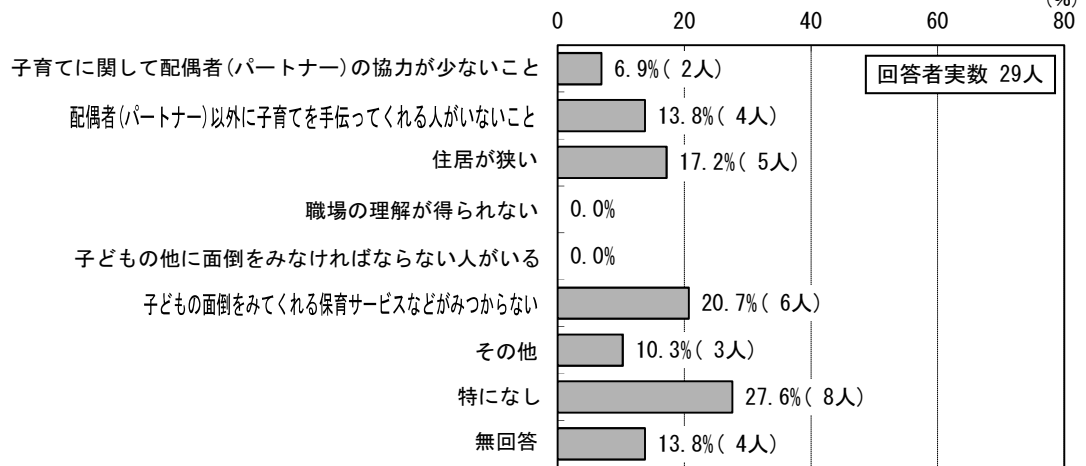
子育てで悩んでいること・気になることについて、保護者自身のことでは「子どもを叱りすぎているような気がする」が 37.9%と最も高くなります。続いて、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が 24.1%、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」と「子育てで出費がかさむ」がともに 20.7%、「子育てによる身体の疲れが大きい」が 17.2%となります。



### 〈子育ての環境のこと〉

子育ての環境で悩んでいること・気になることについては、「子どもの面倒をみてくれる保育サービスなどがみつからない」が20.7%と最も高く、続いて、「住居が狭い」が17.2%、「配偶者(パートナー)以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと」が13.8%と比較的高い割合となります。

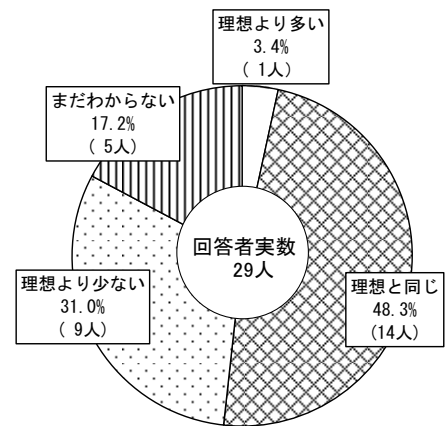
子育てで悩んでいること・気になること(生活環境のこと)



### (3) 理想の子どもの人数

現在の子どもの人数は、理想とする子どもの人数と比べて「理想と同じ」が48.3%と最も高く、次に「理想より少ない」が31.0%となります。また、「まだわからない」が17.2%、「理想より多い」が3.4%となります。

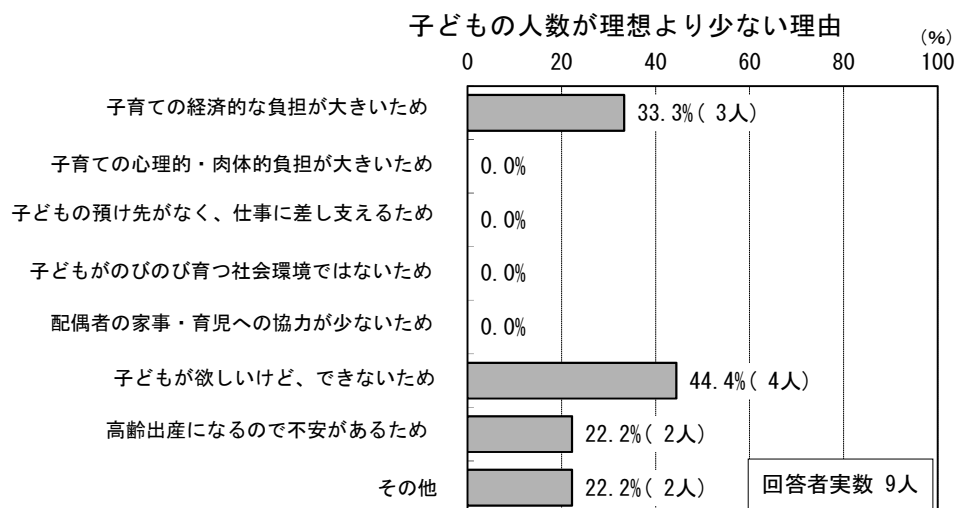
理想の子どもの人数





#### (4) 子どもの人数が理想より少ない理由（複数回答）

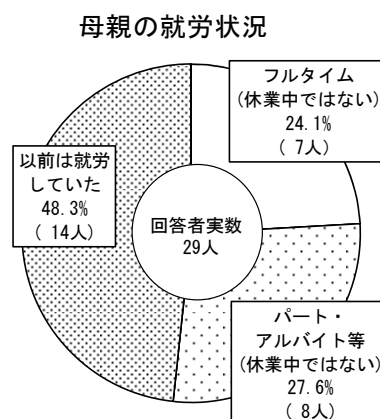
現在の子どもの人数が「理想より少ない」と答えた保護者の、理想より少ない理由については「子どもが欲しいけど、できないため」が44.4%と最も高く、次に「子育ての経済的な負担が大きいため」が33.3%、「高齢出産になるので不安があるため」が22.2%となります。



#### (5) 母親の就労状況

##### 1) 就労状況

母親の現在の就労状況については、「以前は就労していた」が48.3%と最も高くなります。また、「パート・アルバイト等（休業中ではない）」が27.6%、「フルタイム（休業中ではない）」が24.1%で、「フルタイム」と「パート・アルバイト等」を合わせると母親の51.7%が就労しています。



選択肢の略称	選択肢の内容
フルタイム（休業中ではない）	フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
フルタイム（休業中）	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
パート・アルバイト等（休業中ではない）	パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
パート・アルバイト等（休業中）	パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
以前は就労していた	以前は就労していたが、現在は就労していない
就労したことがない	これまで就労したことがない

\*フルタイムとは、1週5日程度で1日8時間程度の就労

\*パート・アルバイト等とは、フルタイム以外の就労

## 2) フルタイムへの転換希望

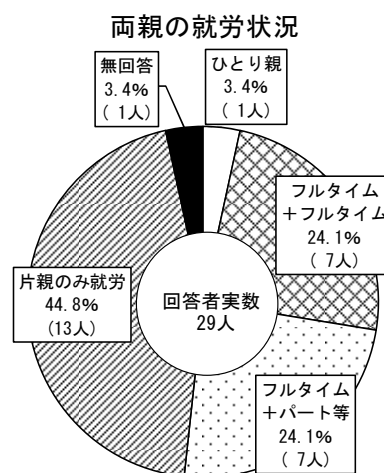
パート・アルバイト等で就労している母親(8人)のフルタイムへの転換希望については、半数が「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」と答えています。

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望

フルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みはない	12.5% (1人)
パート・アルバイト等の就労を続けることを希望	50.0% (4人)
無回答	37.5% (3人)
回答者実数	8人

## (6) 両親の就労状況

両親の就労状況については、「片親のみ就労」が44.8%と最も高くなります。続いて、「フルタイム+フルタイム」と「フルタイム+パート等」がともに24.1%、「ひとり親」が3.4%となります。



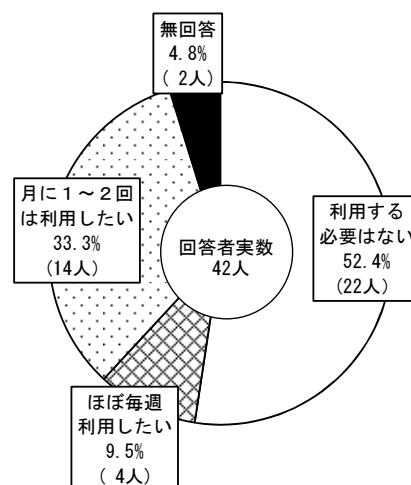
家庭類型区分	内容
ひとり親(就労)	母親だけもしくは父親だけと同居
フルタイム+フルタイム	母親、父親ともフルタイムで就労
フルタイム+パートタイム等	母親、父親のうち一人がフルタイム、一人がパートで就労
パート等+パート等	母親、父親ともパート等で就労
片親のみ就労	母親、父親のうち一人がフルタイム、一人が未就労
両親未就労	母親、父親とも未就労

## (7) 教育・保育の事業の土曜日と日曜・祝日の利用希望

### 1) 土曜日の利用希望

就学前の全ての子について、定期的な教育・保育の事業の土曜日の利用希望は「利用する必要はない」が52.4%と最も高くなります。一方、「月に1~2回は利用したい」が33.3%、「ほぼ毎週利用したい」が9.5%で、合わせると42.8%が利用したいと考えています。

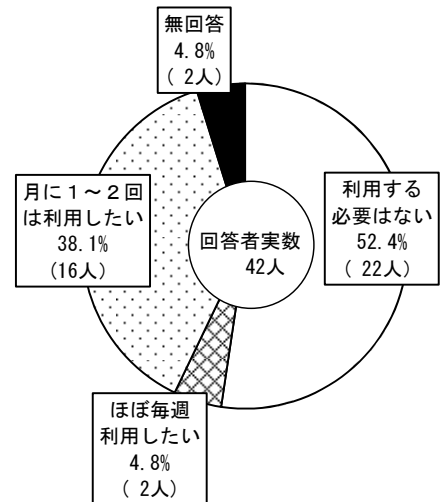
土曜日の利用希望



## 2) 日曜日・祝日の利用希望

就学前の全ての子について、定期的な教育・保育の事業の日曜・祝日の利用希望は、「利用する必要はない」が52.4%と最も高く、次に「月に1~2回利用したい」が38.1%、「ほぼ毎週利用したい」が4.8%となります。

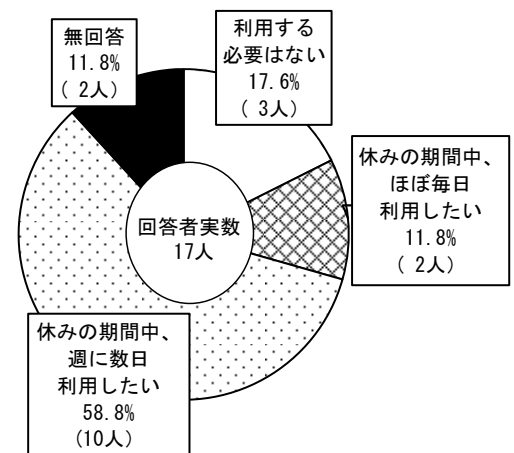
日曜日・祝日の利用希望



## (8) 長期休暇期間中の教育・保育の事業の利用希望

「幼稚園」を利用している子について、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用希望は、「休みの期間中、週に数日利用したい」が58.8%と最も高く、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が11.8%で、7割余りが利用したいと考えています。

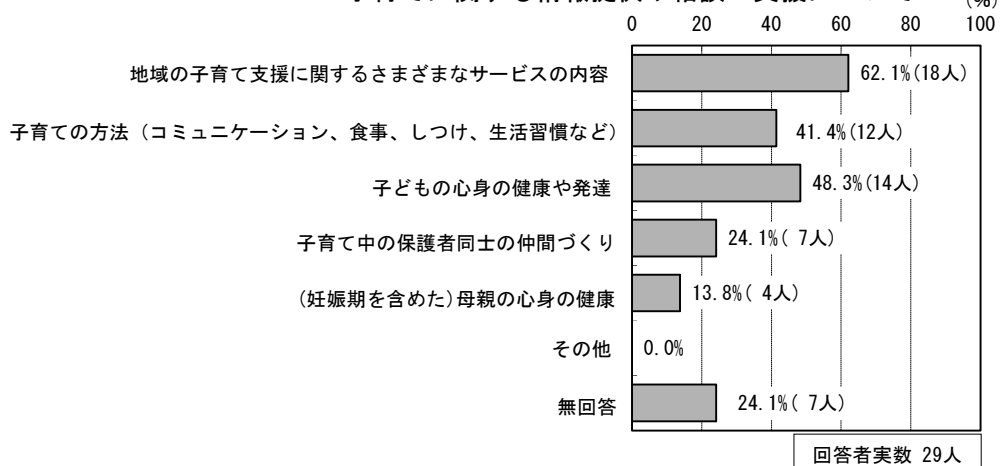
長期休暇期間中の教育・保育の事業の利用希望



## (9) 子育てに関する情報提供や相談・支援について

子どもの子育てに関する情報提供や相談・支援について、保護者が受けたいと思っているのは「地域の子育て支援に関するさまざまなサービスの内容」が62.1%と最も高くなります。続いて、「子どもの心身の健康や発達」が48.3%、「子育ての方法（コミュニケーション、食事、しつけ、生活習慣など）」が41.4%、「子育て中の保護者同士の仲間づくり」が24.1%となります。

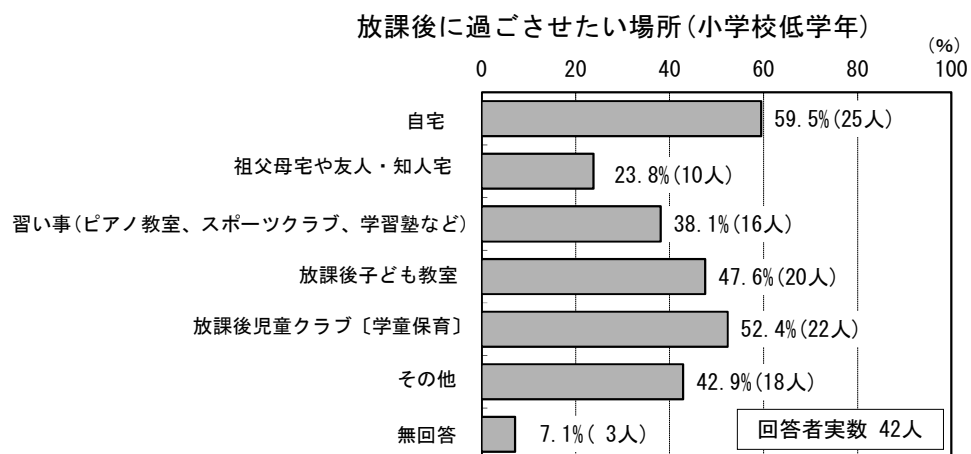
子育てに関する情報提供や相談・支援について



## (10) 放課後に過ごさせたい場所（複数回答）

### 〈小学校低学年の間〉

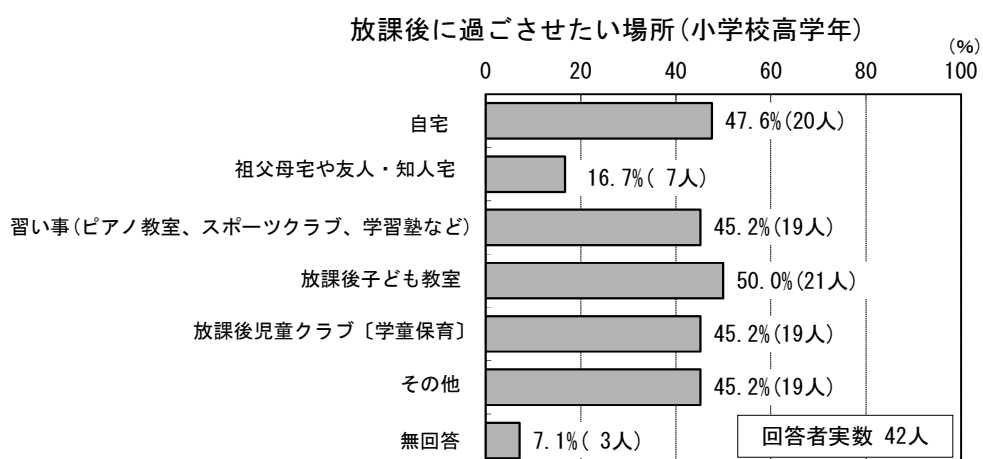
就学前の全ての子について、保護者が小学校就学後の放課後の時間を過ごしてもらいたいと考える場所は、小学校低学年(1～3年生)の間は「自宅」が59.5%と最も高く、次に「放課後児童クラブ[学童保育]」が52.4%となります。以下、「放課後子ども教室」が47.6%、「その他」が42.9%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が38.1%、「祖父母宅や友人・知人宅」が23.8%と続きます。



### 〈小学校高学年の間〉

放課後に過ごさせたい場所として小学校高学年(4～6年生)の間は、「放課後子ども教室」が50.0%と最も高く、次に「自宅」が47.6%となります。以下、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」、「放課後児童クラブ[学童保育]」、「その他」が各45.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」が16.7%と続きます。

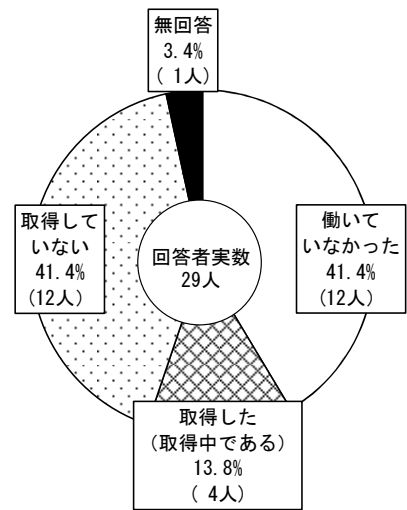
低学年の間過ごさせたい場所と比べると、「習い事」が7.1ポイント高く、「自宅」が11.9ポイント低くなります。



### (11) 育児休業の取得状況

一番下の子どもが生まれた時の母親、父親の育児休業の取得について、母親の場合は「働いていなかった」と「取得していない」がともに 41.4%、「取得した(取得中である)」が 13.8%となります。

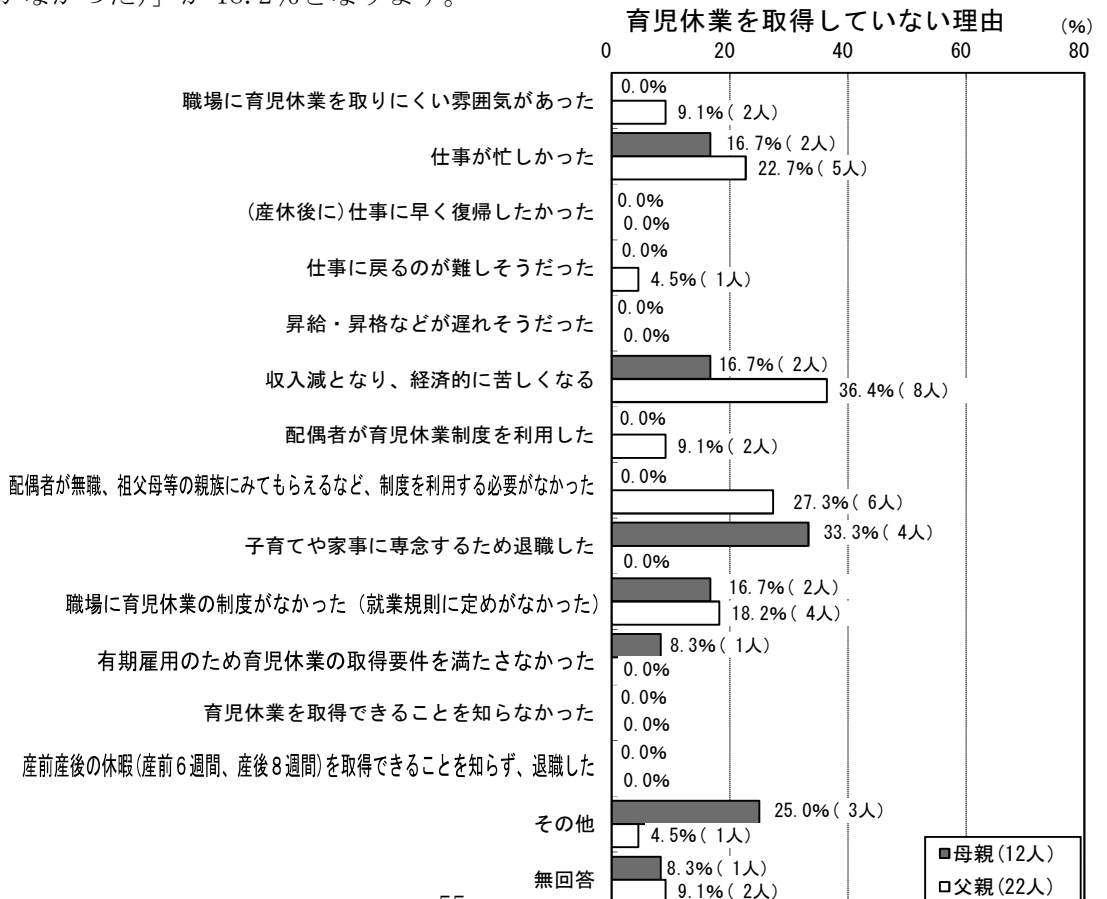
育児休業の取得状況(母親)



### (12) 育児休業を取得していない理由(複数回答)

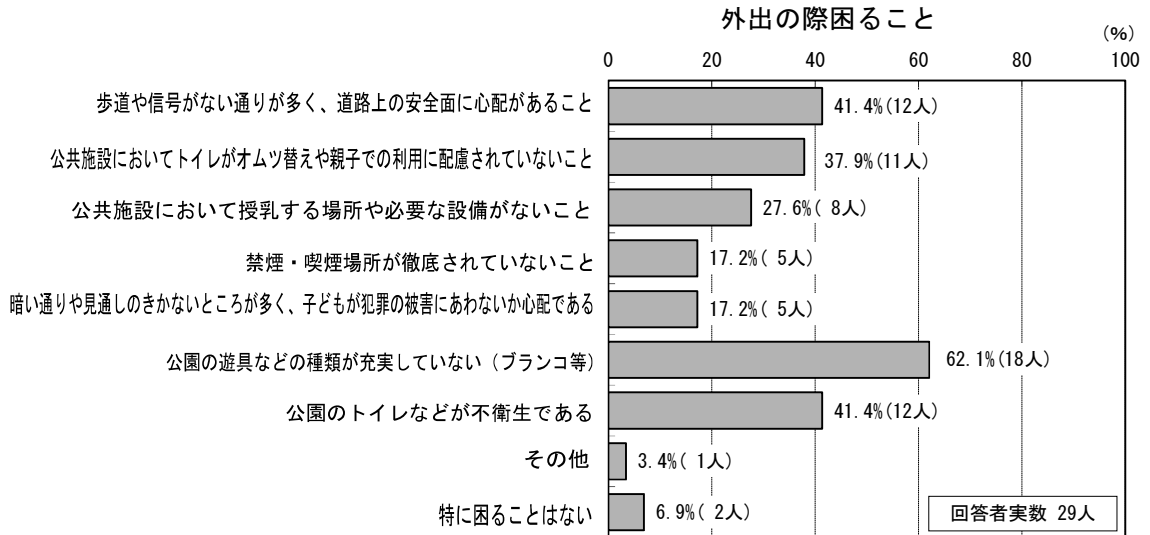
育児休業を「取得していない」と答えた母親、父親の、取得していない理由について、母親の場合は「子育てや家事に専念するため退職した」が 33.3%と最も高くなります。続いて、「仕事が忙しかった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が各 16.7%、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」が 8.3%となります。

また、父親の場合は「収入減となり、経済的に苦しくなる」が 36.4%と最も高くなります。続いて、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 27.3%、「仕事が忙しかった」が 22.7%、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が 18.2%となります。



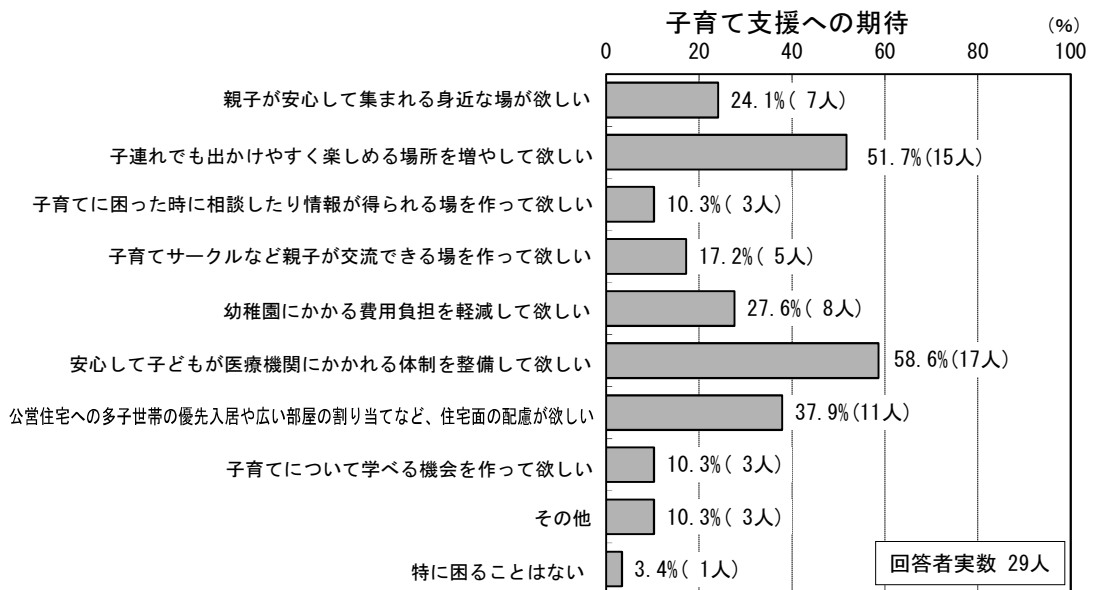
### (13) 外出の際困ること（複数回答）

子どもと外出の際、村内の施設で困ることについては、「公園の遊具などの種類が充実していない（ブランコ等）」が 62.1%と最も高くなります。続いて、「歩道や信号がない通りが多く、道路上の安全面に心配があること」と「公園のトイレなどが不衛生である」がともに 41.4%、「公共施設においてトイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」が 37.9%、「公共施設において授乳する場所や必要な設備がないこと」が 27.6%となります。



### (14) 子育て支援への期待（複数回答）

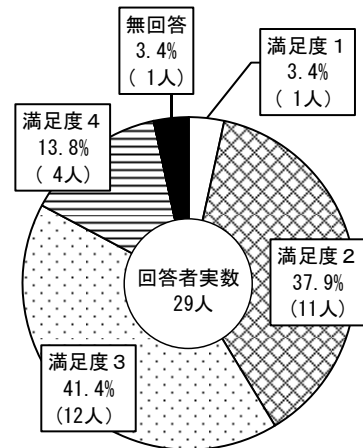
行政に対して保護者が期待する子育て支援については、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」が 58.6%と最も高くなります。続いて、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が 51.7%、「公営住宅への多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面の配慮が欲しい」が 37.9%、「幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」が 27.6%、「親子が安心して集まれる身近な場が欲しい」が 24.1%となります。



### (15) 子育ての環境や支援への満足度

住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度については、「満足度3」が41.4%で、特に良いとも悪いとも思っていない保護者が最も多くなります。また、満足度の高い保護者（「満足度4」）は13.8%となります。

子育ての環境や支援への満足度



### 保護者の自由意見

一日でも早く、阿嘉島に保育施設もしくは、レジャーランド的な遊び施設が出来ると嬉しい。

- ・ 就労できる場所、保育所がない。
- ・ 公園の遊具などが破損したままで危ない。
- ・ 妊娠した時の通院の際に船舶費用が出るのはありがたいですが、出産3~4週間前に本島に出る際、滞在費が助成されて欲しい。せめて、半分でも助成してくれると助かる。
- ・ 禁煙・喫煙場所が徹底されていない。環境的に難しいのかもしれませんが、喫煙はしても良いとは思いますが、マナーとして携帯灰皿を持参して欲しい。観光客の方が多分マナーとして行っている事も村民が出来ていない事があると思います。ポイ捨てはマナー違反です。それによって小さい子ども達が、遊んだり、歩いたりする所にタバコの吸い殻が相当量落ちていて、それを拾ったり、口に入れたりとなると危ないと思います。実際、子どもが1才前後の時、見つけては拾ったりしていたので、困りました。尋常じゃない程多すぎだと思います。いつも同じような方達が毎日捨てていけばそうなります。子ども達のこともあるが、ダイバーの方、観光客の方が休んだりするベンチ周辺、絶対目に止まっているはずで。海が綺麗。それだけじゃなく、陸上も配慮してもらいたいです。話がずれているようにも思いますが、子どもが多く生活しているのでそのような事も改善して欲しいと思います。
- ・ 子育ての環境として最も重要なのが、生活の場、住居問題です。私は今、お家を借りて生活出来ていますが、友人など、多子家族の方、住居が無くて困っている様子。切実だと思います。森林伐採など土地の問題など色々あると思いますが、これが一番大きな問題だと思います。どうか少しでも改善してもらえたら良いなと思います。

子育てに関する告知など掲示板だけでなく、HPにも載せてほしい。(天気や子どもの機嫌次第で家から出られない日が続くこともあるので)

子育て支援センターのような、親子が集まり、遊んだり、お弁当を食べたり出来るような場所が欲しい。保母さん又は保健師さんが常駐していつでも相談・子どもの状態を診てもらえるような環境なら、なお良いです。

## 保護者の自由意見

- ・夏場の暑い時や雨天の日などに思いっきり遊べる児童館の様な室内施設があれば良いと思う。
- ・現在、保育園が出来る話がありますが、幼稚園に入園した子どもは預かってもらう事が出来ないと言う事なので、年齢に関係なく預かってもらえる、まゆみ保育園の様な形で場所をどこか変更してもらえたら助かります。

座間味村は観光地で、特に夏場はお客さんも増えて大変忙しくなります。子どもを預けて仕事を手伝いたいのですが、安心して毎日預けることができません。一日も早く環境の整った保育施設を作って頂きたいです。安心して預ける場所があれば本当に助かります。宜しくお願いします。

- ・保育園と学童保育を作って欲しいです。
- ・日射しが強いので、公園などに日陰で遊べる場所があればいいかと思えます。

平成 22 年の「座間味村子育て支援事業計画」で 22 年度から幼稚園での預かり保育の実施をする  
とあったのにいまだに実施されていない。早急に取り組むようにしてほしい。子どもを預けるこ  
とができるようになれば、赴任してくる先生方も単身でなく、子どもも連れてこられるし、安心  
できると思う。今からさっさと少子化対策しないとさらに状況は悪くなると思います。安心して  
子育て出来ない所にわざわざ入ってくる人もいないだろうし、全体的に人がいなくなって税収も  
減ってひどいことになりますよ。保育所さえあれば、言うことなしになると思うのですが。子育  
て支援、やる気をもせて早急に対処してください。

何で子育てしている親だけがこのアンケートの対象なんですか？これから子育てに関わってくる  
だろう若い人たちにも聞いた方がいいと思います。子育てをしてきた先輩たちにも。

子どもの医療費負担の年齢が上がると嬉しい。座間味では 3 才までだが、他県などでは 12 才まで  
行政負担のところもあると聞く。ケガや骨折などの大きなケガは小学生に多いと思うので。

- ・遊具がいつまでも壊れたままというのは、やはり見ていてあまり良い気がしません。使えない  
ならないなりに安全にしておくとか担当の方が把握して（点検などして）おくべきだと思いま  
す。観光客の家族連れも多いので、村のイメージダウンにもなると思います（インターネット  
の書き込み等もマイナス対象になるかも）。すぐに修理が出来ないなら、せめて安全対策を施し  
ておいてほしいです。
- ・鹿のフンが多すぎて困ります。
- ・一年を通して働きにムラがあるので、同じサービスを通年利用するのが難しいですが、夏はや  
はり一時保育を利用、幼稚園後の保育をぜひお願いしたいです。



第1期座間味村子ども・子育て支援事業計画  
(座間味村子育てプラン)

平成27年3月

発行 座間味村 総務・福祉課  
〒901-3496  
沖縄県座間味村座間味109番地  
電話 (098) 896 - 4045  
FAX (098) 987 - 2004

編集・印刷 (有)システム・エッグ  
〒901-1103  
沖縄県島尻郡南風原町字与那覇115-1  
電話 (098) 888 - 3090





座間味村